

# 斎藤分小学校の学校統合に関する意見交換会 次 第

日時：令和5年1月20日（金）

18時30分から

場所：神奈川区役所 機能訓練室

- 1 開会
- 2 斎藤分小学校の学校統合に関する意見交換
- 3 その他、事務連絡等

## ■本日の配付資料

- ・ 委員名簿
- ・ 席次表
- ・ 「斎藤分小学校の学校統合に関する意見交換会」開催方法
- ・ 「斎藤分小学校・二谷小学校」建替えに伴う学校規模適正化等検討部会資料（第1回～4回）

## 《御意見・お問い合わせ先》

事務局：横浜市教育委員会事務局 施設部

Eメール：ky-kanagawa2021@city.yokohama.jp

電 話：045-671-3252

F A X：045-651-1417

# 齋藤分小学校の学校統合に関する意見交換会

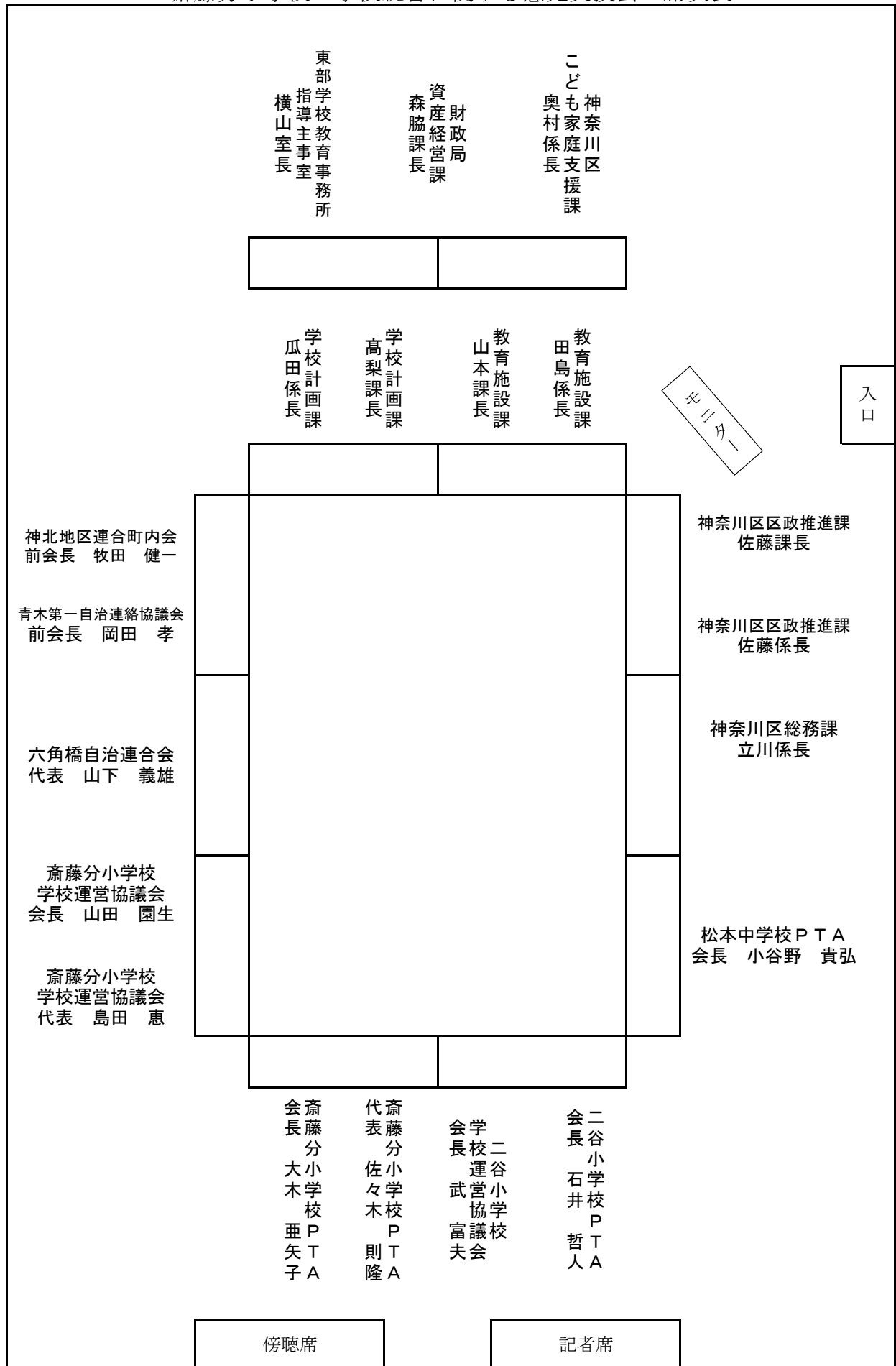
## 委員名簿

(敬称略)

分野	氏名	所属・役職等
地域関係者	牧田 健一	神北地区連合町内会 前会長
	平林 吉明	神北地区連合町内会 代表
	山下 義雄	六角橋自治連合会 代表
	柳澤 直人	神西地区連合会 代表
	岡田 孝	青木第一自治連絡協議会 前会長
	山田 園生	齋藤分小学校学校運営協議会 会長
	島田 恵	齋藤分小学校学校運営協議会 代表
	武 富夫	二谷小学校学校運営協議会 会長
	松井 誠	二谷小学校学校運営協議会 代表
P T A代表者	大木 亜矢子	齋藤分小学校 P T A 会長
	佐々木 則隆	齋藤分小学校 P T A 代表
	石井 哲人	二谷小学校 P T A 会長
	前島 千絵	二谷小学校 P T A 前副会長
	関 光雄	栗田谷中学校 P T A 会長
	小谷野 貴弘	松本中学校 P T A 会長
	野本 英男	六角橋中学校 P T A 会長
学校関係者	黒木 健	齋藤分小学校 校長
	矢島 孝幸	二谷小学校 校長
	小泉 純一	栗田谷中学校 校長
	間邊 浩二	松本中学校 校長
	枝迫 大成	六角橋中学校 校長

分野	氏名	所属・役職等
事務局	高梨 潤一	教育委員会事務局 学校計画課長
	瓜田 智也	教育委員会事務局 学校計画課 担当係長
	山本 和弘	教育委員会事務局 教育施設課 担当課長
	田島 絵美	教育委員会事務局 教育施設課 計画推進係長
分野	氏名	所属・役職等
関係課	横山 康孝	教育委員会事務局 東部学校教育事務所 指導主事室長
	佐藤 千香	神奈川区 区政推進課長
	佐藤 玉青	神奈川区 区政推進課 まちづくり調整担当係長
	奥村 晃一	神奈川区 こども家庭支援課 担当係長
	立川 宣久	神奈川区 総務課 危機管理・地域防災担当係長
	森脇 美也子	財政局 資産経営課長

齋藤分小学校の学校統合に関する意見交換会 席次表



東部学校教育事務所  
指導主事室  
横山室長

資産経営課  
森脇課長

神奈川県  
ことども家庭支援課  
奥村係長

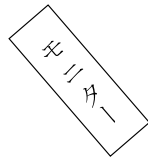


学校計画課  
瓜田係長

学校計画課  
高梨課長

教育施設課  
山本課長

教育施設課  
田島係長



神北地区連合町内会  
前会長 牧田 健一

青木第一自治連絡協議会  
前会長 岡田 孝

六角橋自治連合会  
代表 山下 義雄

齋藤分小学校  
学校運営協議会  
会長 山田 園生

齋藤分小学校  
学校運営協議会  
代表 島田 恵

神奈川県区政推進課  
佐藤課長

神奈川県区政推進課  
佐藤係長

神奈川県総務課  
立川係長

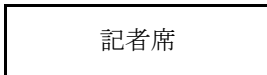
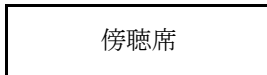
松本中学校PTA  
会長 小谷野 貴弘

齋藤分小学校  
会長 大木 亜矢子

齋藤分小学校PTA  
代表 佐々木 則隆

二谷小学校  
学校運営協議会  
会長 武富 富夫

二谷小学校PTA  
会長 石井 哲人



## 「齋藤分小学校の学校統合に関する意見交換会」開催方法

### 1 趣旨（意見交換会の位置づけ）

「齋藤分小学校・二谷小学校」建替えに伴う学校規模適正化等検討部会（以下、「検討部会」といいます。）運営要領第8条では、「この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。」とされています。

第4回検討部会において、第5回検討部会までの間に、齋藤分小学校に係る部会委員と事務局とで学校統合への不安点を重点的に取り上げた意見交換をする場（以下「意見交換会」といいます。）を設けることが決定されました。それを受けて、意見交換会の開催方法についてお伺いします。

### 2 意見交換会を開催する目的

検討部会における限られた時間の中では、齋藤分小学校に係る部会委員（以下「齋藤分小学校関係者」といいます。）による学校統合への不安点について、議論をする十分な時間の確保が難しいことから、集中的に意見交換できる場と時間を用意する必要があります。

### 3 開催方法

#### (1) 意見交換会の進め方

齋藤分小学校関係者と事務局による自由意見交換を基本とします。

#### (2) 参加者

検討部会委員の全員を対象としますが、意見交換会へは自由参加とします。

※開催日時の調整は、齋藤分小学校関係者を対象に行います。その後、全委員宛に開催日時や会場についてお知らせいたします。

#### (3) 開催形態

意見交換会の「公開・非公開」については、検討部会委員の意見を踏まえて決定します。

なお、「公開・非公開」については、検討部会運営要領及び検討部会傍聴要領を準用します。

#### (4) 議事録等の作成及び公開

意見交換会で使用する資料及び議事録は、第5回「齋藤分小学校・二谷小学校」建替えに伴う学校規模適正化等検討部会の資料として検討の参考とします。また、意見交換会で使用する資料については、「第5回「齋藤分小学校・二谷小学校」建替えに伴う学校規模適正化等検討部会ニュース」に掲載します。

なお、意見交換会で使用する資料及び議事録は、できるだけ速やかにホームページにて公開します。

(5) 報酬

横浜市学校規模適正化等検討委員会条例に定める部会として開催しないため、報酬の対象外とします。

4 その他

第5回検討部会は、十分な意見交換を行った後、開催するものとします。

## 「齋藤分小学校・二谷小学校」建替えに伴う学校規模適正化等の検討について

横浜市の学校建替事業は、平成 29 年5月に策定した「小・中学校建替えに関する基本方針」に基づき、取組を進めています。



今年度、二谷小学校は、最も古い校舎棟が築 65 年となり、目標耐用年数の築 70 年が目前に迫っているため建替えに向けた検討を行います。同基本方針では、学校建替えに併せて学校統合も検討するとしているため、小規模校となっている隣接の齋藤分小学校との間で、地域、保護者の代表及び学校長からなる検討部会を設置し、学校統合等について具体的に検討していきます。

### 1 「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」（概要）

- (1) 昭和 56 年以前に建設された学校を建替え対象校とし、目標耐用年数は築 70 年としています。
- (2) 対象校のうち、平均築年数が古い学校から順次建替えることを基本とし、最古の校舎の築年数が原則として 70 年を超えないように選定しています。
- (3) 建替えは、全面建て替えを基本とし、小規模校化が見込まれる場合等は、学校規模適正化に向けて建替えを見送るとしています。
- (4) 建替えを進めていく際には、①校舎の機能改善、②近隣の小規模校の適正規模校化(学校統合)の検討、③他の公共施設等との複合化の検討の3つの視点を必ず検討するとしています。

### 2 両校の現況

#### (1) 開校年等

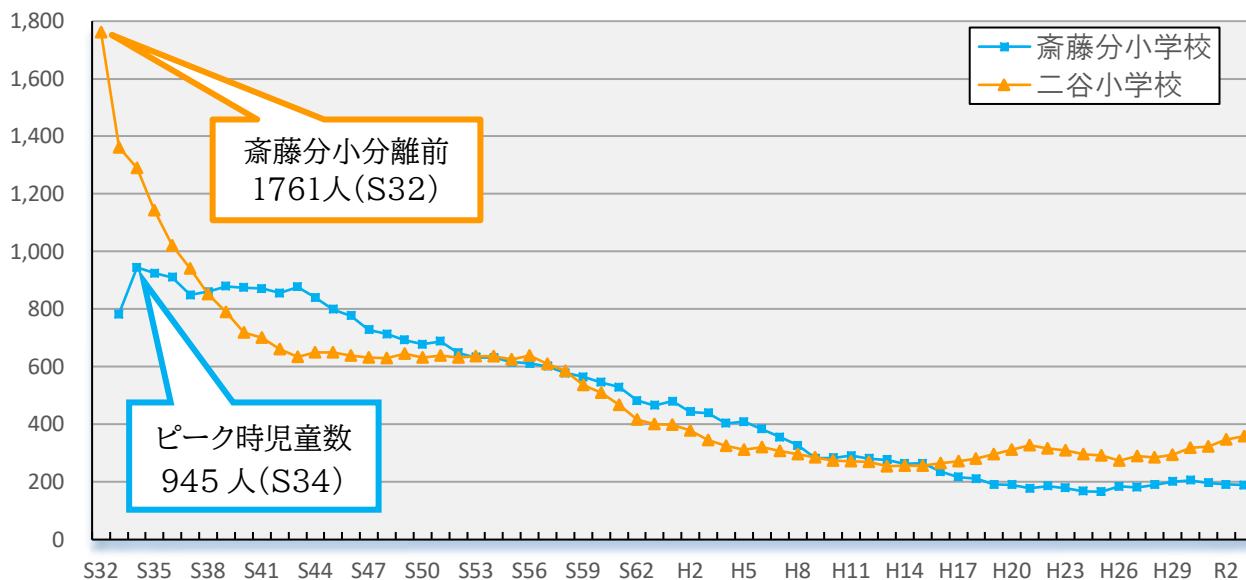
学校名	齋藤分小学校	二谷小学校
開校年	昭和 33 年度	明治 38 年度
親校	二谷小学校、神橋小学校	—
中学校区	六角橋中学校	栗田谷中学校
校舎	 <p>最古の棟 築 56 年</p>	 <p>最古の棟 築 65 年(市内で最古)</p>

## (2) 今後の一般学級児童数・学級数の見込み

学校		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	保有普通 教室数
斎藤分小	児童数	189	187	190	187	200	199	202	10
	学級数	6	7	7	7	8	8	9	
二谷小	児童数	358	387	404	402	402	396	387	13
	学級数	13	14	15	15	15	15	14	
統合校	児童数	547	574	594	589	602	595	589	—
	学級数	17	19	19	19	19	19	19	

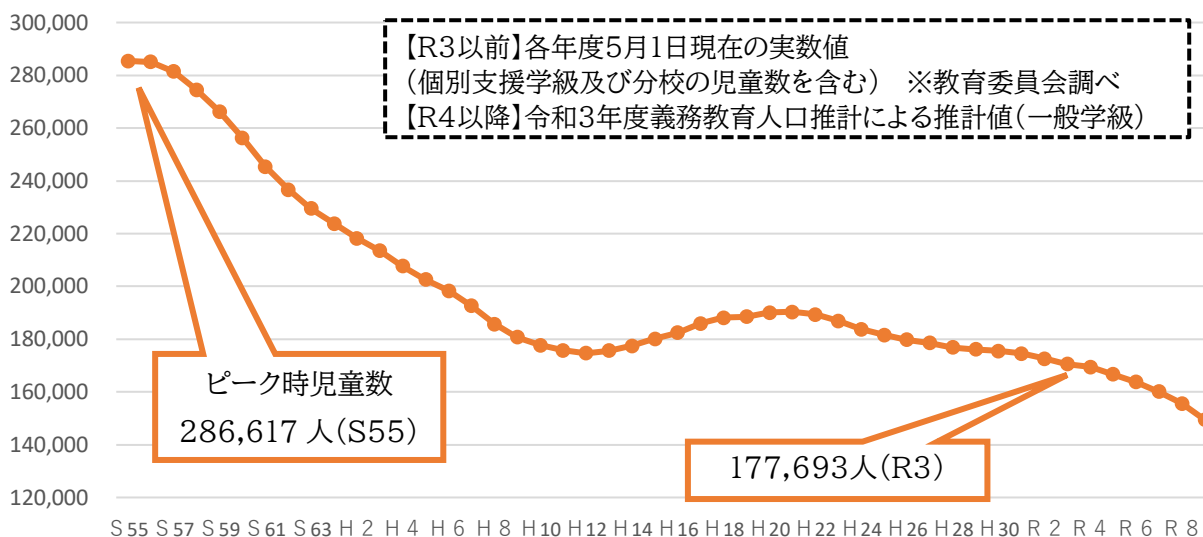
【R3】令和3年5月1日時点の実数値 【R4以降】令和3年度義務教育人口推計値

## (3) 一般学級児童数の推移



【各年度の5月1日現在の実数値（一般学級のみ）】

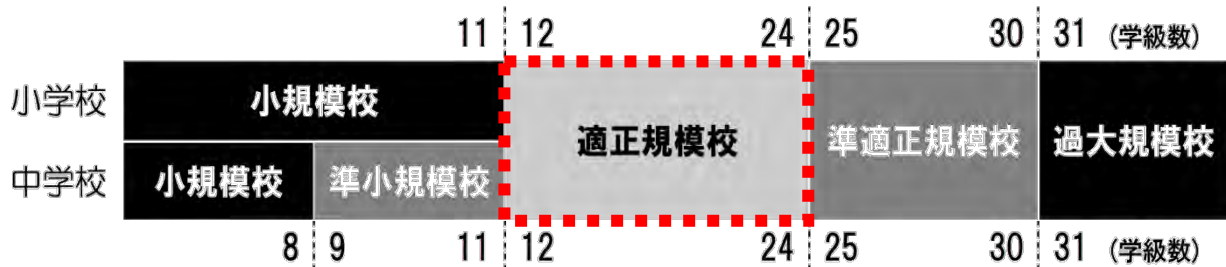
## 【参考】横浜市立小学校・義務教育学校（前期課程）児童数の推移



### 3 学校規模適正化について

#### (1) 適正な学校規模の考え方 [「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」より抜粋]

小学校では 12～24 学級(各学年2～4学級)の学校を「適正規模校」とし、11 学級以下を「小規模校」としています。小規模校には小規模校ならではの良さがありますが、課題もあることから、横浜市では、小規模校の課題を解消し、教育環境を改善させるため、学校規模の適正化を推進しています。



#### (2) 「小規模校」の特徴

[「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」より抜粋]

	小規模校の利点	小規模校の課題
児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆子ども同士よく知り合うことができ、<u>人間関係が密になる。</u></li> <li>◆縦割り集団行動などで、<u>異なる学年の子ども同士の関係を深められる。</u></li> <li>◆様々な学習活動の場で、<u>それぞれが活躍する機会を持つことができる。</u></li> <li>◆コロナ禍において、<u>運動会や卒業式等のイベントをあまり密になることなく実施できる。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆多様な個性と触れ合える機会に恵まれにくく、<u>人間関係を修復したり広げたりしていく力や社会性を育てる機会が限られる</u>恐れがある。</li> <li>◆運動会などで一定人数が必要な競技が行いにくくなる。</li> <li>◆子ども同士の<u>人間関係が固定化しやすい。</u></li> </ul>
教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆教職員が校内の子ども全員をより深く理解し、<u>個に応じた指導を行いやすい。</u></li> <li>◆学校に対する保護者の理解や協力を得やすく、学校全体で主体的な対応が取りやすくなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆<u>授業内容や児童の指導について相談できる機会が減る</u>など、特に、経験が浅い教員の負担が大きい。</li> <li>◆<u>一人の教員が担当する事務作業が多くなり、学級経営、教科研究などに費やす時間が制約を受ける。</u></li> </ul>
保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆子ども一人ひとりの実態が把握しやすいため、<u>学校と家庭との連携が取りやすい。</u></li> <li>◆保護者同士のつながりが強く、お互いに協力しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆PTA会員が減少するために、<u>役員が固定化しやすい。</u></li> <li>◆学校行事などの面で、<u>保護者の負担が大きくなる。</u></li> </ul>



(3) 「小規模校」の実情 [斎藤分小学校を除く一部の小規模校の学校長へのヒアリング結果より]

	小規模校の利点	小規模校の課題
児童	<p>◆小規模校であるからこそ、<u>縦割りの活動があり、子ども達同士は兄弟のようである。</u>上の子が下の子の面倒をよく見て、下の子が上の子の言うことをよく聞く。</p>	<p>◆単級だと児童の入れ替わりがないので、<u>序列が固まって覆らない。新しいリーダーを発掘できない。</u></p> <p>◆<u>人との関わりや新しい出会いは大人になってからもずっと必要</u>になっていくが、その経験や気づきがないまま成長してしまう。</p> <p>◆単級は1度トラブルが起こると立ち行かなくなる。特に学年が進むにつれて溝が大きくなっていく。<u>クラス替えができないので、子どもたちは「これが6年間続くのだ」と諦めてしまう。</u></p>
教職員	<p>◆教職員の人数が少ないからこそ<u>意思疎通が図りやすく、よくまとまっている。</u></p> <p>◆教科分担制や低・中・高学年でブロック制を一部導入し、教職員同士のチーム力を高めている。</p> <p>◆<u>通常では担当しない役割をこなすことで成長できるメリット</u>がある。</p>	<p>◆単級の児童は1年生から6年生まで同じメンバーのため、暗黙の了解でクラス内の文化ができあがっている。そのため、<u>新しい担任は疎外感を感じる</u>ことがあり、<u>新しいやり方が受け入れられない</u>など、<u>やりにくさがある。</u></p> <p>◆<u>教職員の負担はとて大きい。</u>学校行事や避難訓練など、やることは他校と同じでも、それを少ない人数で担当しなければいけない。</p>
PTA 保護者	<p>◆<u>学校活動に協力的</u>で家庭科、体育や清掃だけでなく、体力測定にもボランティアとして協力してもらっている。</p>	<p>◆単級だとクラス替えがないので、<u>保護者の関係性も固定化</u>してしまっている。</p>

(4) これまでの学校統合における効果と課題 [統合校6校の学校長へのヒアリング結果より]

	学校統合による効果	学校統合による課題
児童	<p>◆教職員が増えたことで、<u>より多くの目で児童と接することができる</u>ようになった。また、児童にとっても、<u>多様な先生と接する機会が増えた</u>。</p> <p>◆<u>多様な才能が集まる</u>ことで、表現の幅や奥行きが広がり、<u>児童の意欲が増した</u>。</p> <p>◆学習における<u>意見交流が盛んになった</u>。小規模校だと発言、活躍する子が固定化していたが、解消した。</p>	<p>◆<u>新しい環境に対する不安など、精神的負担</u>があった。</p> <p>◆<u>統合校の学校生活に馴染めない児童</u>がいた。</p> <p>◆統合前の母校への意識が強く、<u>統合当初は児童同士で対立意識</u>があった。</p>
教職員	<p>◆様々な人材が増えたことで、<u>指導方法等において多様なアプローチを学ぶ機会</u>が生まれ、<u>能力向上につながった</u>。</p>	<p>◆学校規模が大きくなったことで<u>地域対応、保護者対応の機会が増えた</u>。</p>
保護者A	<p>◆<u>多様な人材が増え、行事の運営や地域との連携など、様々な方向にPTAの力をより発揮</u>できるようになった。</p>	<p>◆両校のPTA活動や規約、会費に差異があり、新組織立ち上げの際に苦慮した。</p> <p>◆統合当初は<u>互いに気を遣い、意見の言いにくい雰囲気</u>があった。</p>
地域	<p>◆<u>通学区域が広がり、より活発な地域活動</u>ができるようになった。</p> <p>◆統合により、それぞれ活動していた地域の団体が一つになり、<u>地域同士の関わりが深まった</u>。</p>	<p>◆スクールゾーン対策協議会など、学校運営に係る組織の再編にあたって、<u>人選や役割分担等の調整に苦慮した</u>。</p> <p>◆<u>統合当初は、元の学校とのつながりや思いが強く、地域間で隔たり</u>があった。</p>

## 4 建替えに伴い学校統合を実施することについて

### (1) 利点

最新の整備水準(別紙1参照)や仕様により、断熱化された環境の中で空調が整備され、明るい空間やきれいで使いやすいトイレが整うなど(別紙2参照)、健康的で温もりある機能的な校舎になり、またグラウンドが広がるなど、両校の児童にとって教育環境が向上します。(二谷小学校の敷地情報等は別紙3を参照ください。)

#### 【検討の参考Ⅰ】

- 「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」では、子どもたちの教育環境を改善するため、小規模校等の解消を推進としています。
- 上記基本方針に掲げる「学校統合の対象となる地域」の小規模校は、小規模校の解消が困難な場合を除き、学校規模適正化の推進のため、「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」において「小規模校は建替えを見送る」としています。

#### 〈学校統合の対象となる地域〉

- ① 小規模校の学校が複数近接する地域
- ② 小規模校と適正規模校、又は小規模校と準適正規模校が近接する地域
- ③ 小規模校化が著しく、教育環境の改善のため早急な対応が必要な地域

#### 〈小規模校の解消が困難な場合〉

- 学校統合を実施すると望ましい通学距離を超える場合
- 学校施設の規模で、統合校において児童生徒を受け入れられない場合

#### 【検討の参考Ⅱ】

##### ■ 斎藤分小学校の建替えについて

- ・ 今後も適正規模化が見込めないため、単独での建替えを検討することはありません。
- ・ 仮に他校と学校統合し、適正規模の校舎に建替えるとしても、建築基準法上の制限や学校敷地が不整形であるなどの理由から、グラウンド等を十分に確保できず、児童にとって良好な教育環境は確保できません。また、周辺道路が狭いいため、建設工事にかなりの時間を要することで、長期に渡って児童の教育環境に大きな影響を与えるとともに、近隣住民の生活に多大な負担をかけることも懸念されます。

##### ■ 二谷小学校との学校統合を見送った場合について

- ・ 斎藤分小学校は、再度、目標耐用年数を迎える前(最古の棟：56年)に近隣の小学校との間で、相手校を使用校舎とする学校統合の検討が必要になります。
- ・ 二谷小学校との将来的な学校統合については、二谷小学校の建替えがすでに完了しているため、斎藤分小学校の児童を受け入れるには、校庭に校舎を増築する必要が生じるなど教育環境が悪化することが懸念されます。

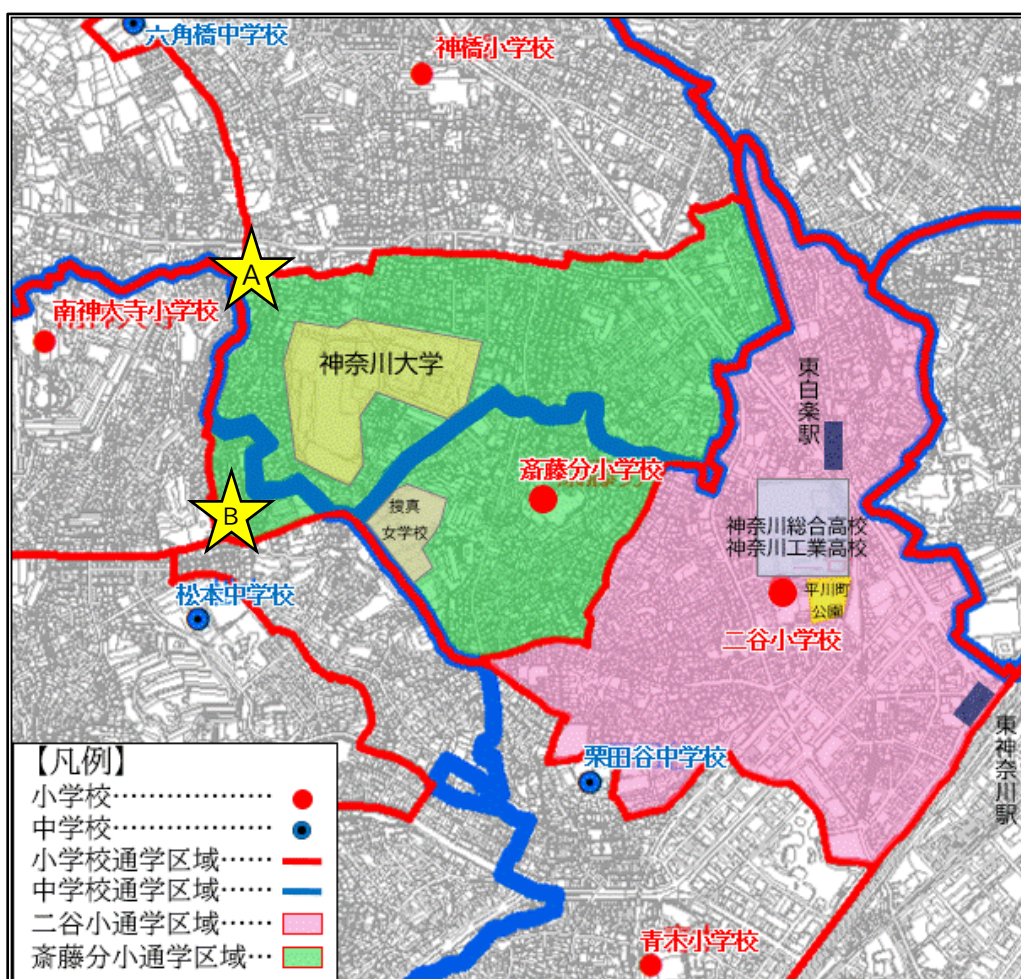
## (2) 学校統合により検討を必要とする項目

検討部会において、仮に学校統合の方向性と統合時期が決まった場合、次のア～ウの項目について検討及び意見収集を行います。

### ア 通学区域・通学路（通学安全）の検討

統合校の通学区域については、他の地域の事例では、両校の通学区域を合わせた区域を統合校の通学区域とするケースが多いですが、統合にあわせて、他の小学校も選択することができる『特別調整通学区域』を設定した事例もあります。

また、通学路については、通学安全や通学距離等を考慮し、最終的に学校長が指定しますが、他の地域の事例では、検討部会で「統合によって通学路が大幅に変更となる箇所」の通学安全点検を実施し、最終的に検討部会から区、警察署等に『通学安全に関する要望書』を提出していただいています。



		距離	時間※
★A地点から	二谷小学校まで	約 1.90 km	約 28 分
	神橋小学校まで	約 0.65 km	約 10 分
	南神大寺小学校まで	約 0.60 km	約 9 分
★B地点から	二谷小学校まで	約 1.70 km	約 25 分
	神橋小学校まで	約 1.30 km	約 19 分
	南神大寺小学校まで	約 0.90 km	約 13 分

(徒歩 毎分 67m で算出。端数切上。)

## イ 学校名の検討

学校名については、他の地域の事例では、学校の児童や地域の皆様に実施したアンケートを参考に検討部会で選定する公募方式や、検討部会で学校名案を選定する部会検討方式によって選定しています。

### 【参考】過去の統合校の学校名

- ・ 関係校の校名を一体とした学校  
(例) 飯田北いちょう小学校 (飯田北小学校、いちょう小学校)
- ・ 関係校のいずれかの校名とした学校  
(例) 川島小学校 (川島小学校、くぬぎ台小学校)
- ・ 関係校の校名とは異なる校名とした学校  
(例) 四季の森小学校 (大池小学校、ひかりが丘小学校)

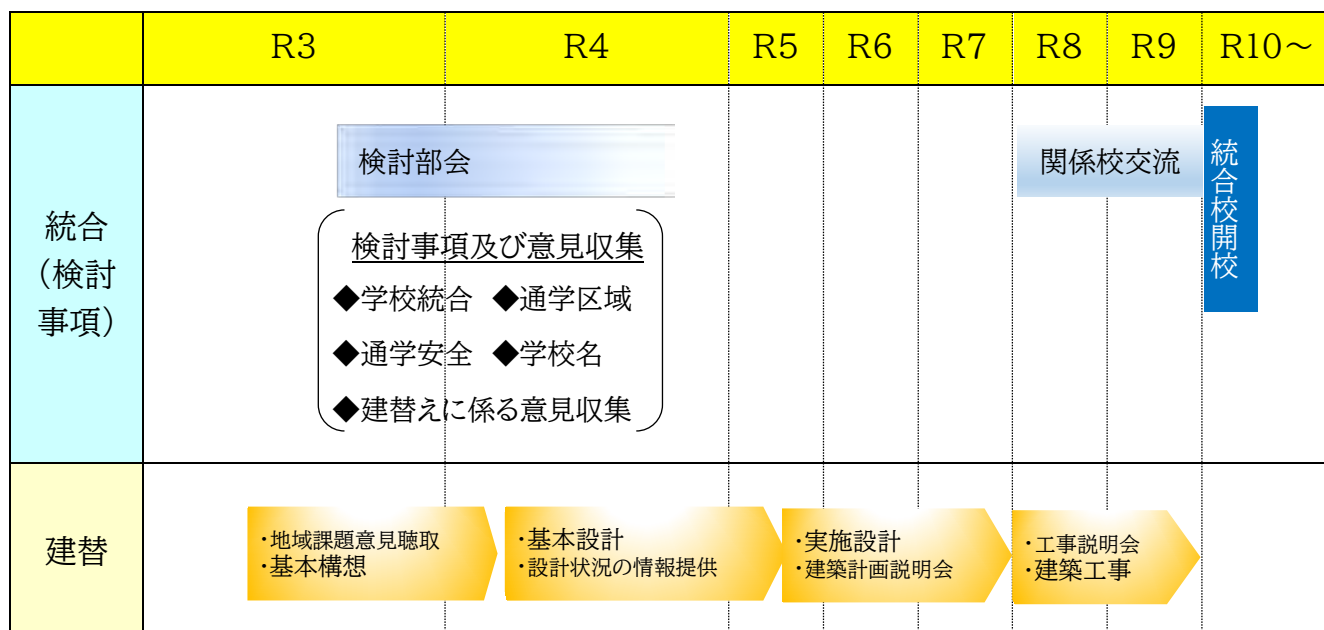
## ウ 学校建替えを契機に改善したい地域課題等の意見収集

学校建替えは70年に一度、少なくとも半世紀に一度の機会になるため、地域のまちづくりの観点から、地域課題の解決も図れるよう基本構想を検討します。そのため、建替えを契機に改善したい地域課題について意見を伺い、それを踏まえた建替えプランを検討して基本構想をまとめていきます。

## エ その他

新設校への両校の歴史の継承方法や斎藤分小学校閉校後の暫定利用、後利用等については、検討部会の審議項目ではありませんが、検討部会としての意見を意見書に盛り込んでいただくことは可能です。

## 5 今後のスケジュール（仮に学校統合が決定した場合の想定）



### 【建替えの進め方等】

- ・ 様々な検討を踏まえ計画の方向性を定める基本構想を策定した上で、プロポーザルで選定した設計会社のノウハウを最大限活かし、基本設計を行い、建物の概要を固めます。さらに、工事や建築確認等を行う上で必要な実施設計を行うため、工事着手まで少なくとも3年以上はかかる見込みです。
- ・ 基本設計時に、法規制も含め様々な制約要件を踏まえた建物概要が固まるため、基本設計の検討状況を地域の皆様に情報提供した上で、実施設計を行い、建築確認申請前に建築計画の説明会を開催します。
- ・ 工事着手前には工事説明会を開催します。竣工は令和10年度以降になる見込みです。

## 新しい学校の整備水準と、現状の学校施設の整備状況について

種別	室名		統合した場合の整備水準(小学校19CR)		統合しない場合の整備水準(小学校14CR)		現状(二谷小13CR)		現状(斎藤分小6CR)	
			CR数 (64㎡/CR)	面積 (㎡)	CR数 (64㎡/CR)	面積 (㎡)	CR数 (63㎡/CR)	面積 (㎡)	CR数 (63㎡/CR)	面積 (㎡)
教室	1	普通教室	19	1216	14	896	13.0	819.0	6	378.0
	2	個別支援教室	学級数		学級数		2.0	126.0	2.0	126.0
	3	特別支援教室	1.0	64.0	1.0	64.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特別教室	4	理科教室	2.0	128.0	2.0	128.0	2.0	127.8	2.0	128.0
	5	音楽教室	2.0	128.0	2.0	128.0	2.0	127.8	2.0	約124
	6	家庭科教室	2.0	128.0	2.0	128.0	2.0	127.8	2.3	149.9
	7	図画工作教室	2.0	128.0	2.0	128.0	1.0	68.4	2.0	118.0
	8	図書室	2.0	128.0	2.0	128.0	2.0	127.8	1.4	約88
	9	コンピューター教室					1.0	63.0▲	1.0	63.0
多目的室	10	教育相談室・耐火書庫	0.5	32.0	0.5	32.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	11	多目的室(水廻り学習等)	1.5	96.0	—	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	12	多目的室(集会・発表等)	2.0	128.0	2.0	128.0	1.4	85.5	2.3	147.0
	13	多目的室(少人数指導)	2.0	128.0	2.0	128.0	0.0	0.0	2.0	126.0
管理諸室	14	多目的室(学校指定)	2.0	128.0	2.0	128.0	0.0	0.0	2.0	126.0
	15	校長室	0.5	32.0	0.5	32.0	0.5	31.5	0.5	31.5
	16	職員室	2.5	160.0	2.0	128.0	1.5	94.5	1.8	112.5
	17	事務室	0.5	32.0	0.5	32.0	0.5	31.5	0.0	0.0
	18	保健室	1.0	64.0	1.0	64.0	1.0	63.0	1.0	約63
	19	保健相談室・教材教具室②	0.5	32.0	0.5	32.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20	放送・スタジオ室	0.5	32.0	0.5	32.0	1.0	63.0▲	0.5	32.0
	21	会議室	1.0	64.0	1.0	64.0	0.5	31.5	0.0	0.0
	22	印刷室	0.5	32.0	0.5	32.0	0.5	31.5	0.2	約16
	23	職員更衣室	0.5	32.0	0.5	32.0	0.5	31.5	0.5	31.5
	24	技術員室	0.5	32.0	0.5	32.0	0.5	31.5	0.5	31.5
	25	休養室	0.5	32.0	0.5	32.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	26	職員・来校者用玄関	0.5	32.0	0.5	32.0	0.5	30.0	0.2	14.0
	27	変電室	1.0	64.0	1.0	64.0	0.2	13.5	別棟	
	28	教材教具室①	1.5	96.0	1.5	96.0	0.0	0.0	0.5	31.5
	29	倉庫	0.5	32.0	0.5	32.0	別棟		別棟	
	30	PTA会議室	0.5	32.0	0.5	32.0	0.0	0.0	0.0	0.0
31	地域交流室	0.5	32.0	0.5	32.0	0.0	0.0	1.0	63.0	
その他	32	児童更衣室	1.0	64.0	1.0	64.0	0.6	42.4	0.0	0.0
	33	昇降口	1.5	96.0	1.5	96.0	1.0	63.0	1.0	63.0
	34	キッズ	適宜	適宜	適宜	適宜	別棟		2.0	126.0
	35	給食室		350.0		350.0		125.9	別棟	
	36	EV		1基		1基		0基		0基
	37	屋内運動場(アリーナ面積)		720.0		560.0		560.0		約512
	38	プール		適宜		適宜		適宜		適宜
	39	共用部(トイレ・廊下・階段等)		適宜		適宜		適宜		適宜
			約4800㎡		約4200㎡		約2800㎡		約2300㎡	

※面積はおおよそになります。

…二谷小の整備前から増加

…整備前から増加かつ、二谷小のみの建替えの場合より広がるもの

▲…二谷小の整備前から減少





みなとみらい本町小学校



二谷小学校



斎藤分小学校



図工室

市場小学校けやき分校



二谷小学校



斎藤分小学校



図書室

みなとみらい本町小学校



二谷小学校



斎藤分小学校



昇降口

市場小学校けやき分校



二谷小学校



斎藤分小学校

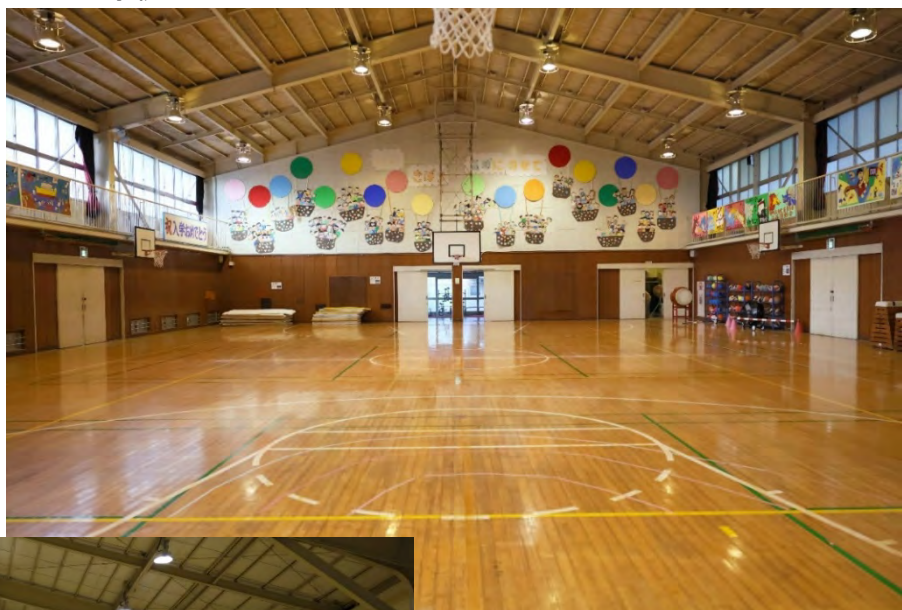


# 体育館

市場小学校けやき分校



二谷小学校



斎藤分小学校



# トイレ

市場小学校けやき分校



二谷小学校



斎藤分小学校



エレベーターホール  
みなとみらい本町小学校

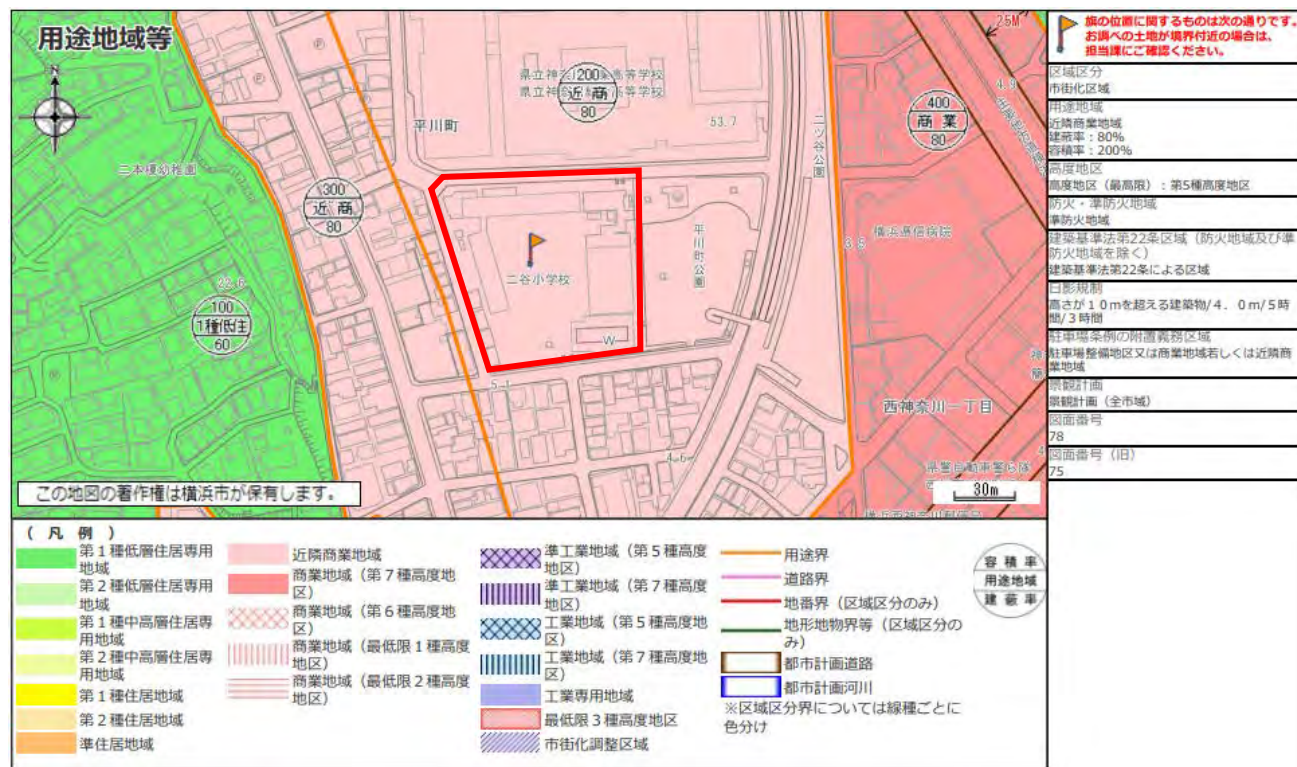






## 二谷小学校の敷地情報等

### 1. 用途地域等



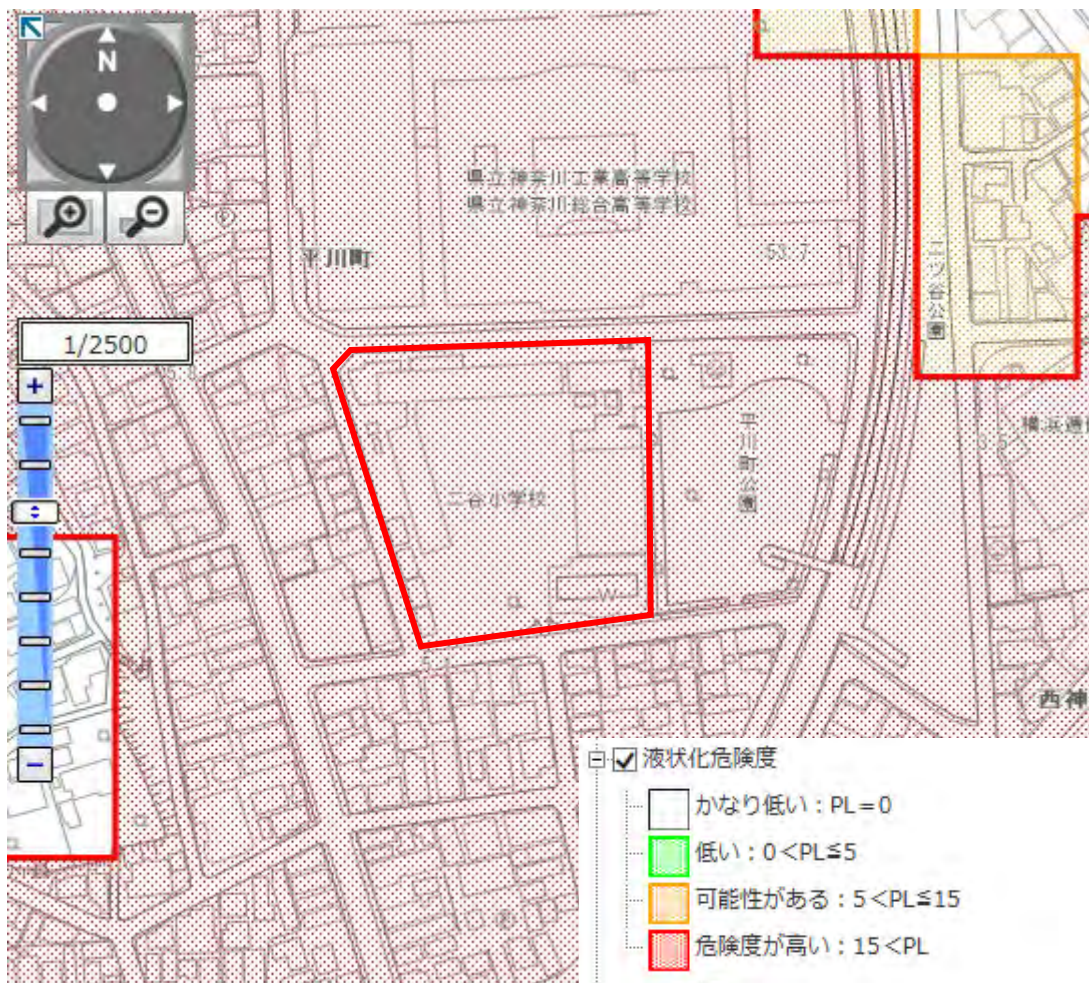
### 2. 元禄型関東地震の際の想定震度



### 3. 地域防災拠点



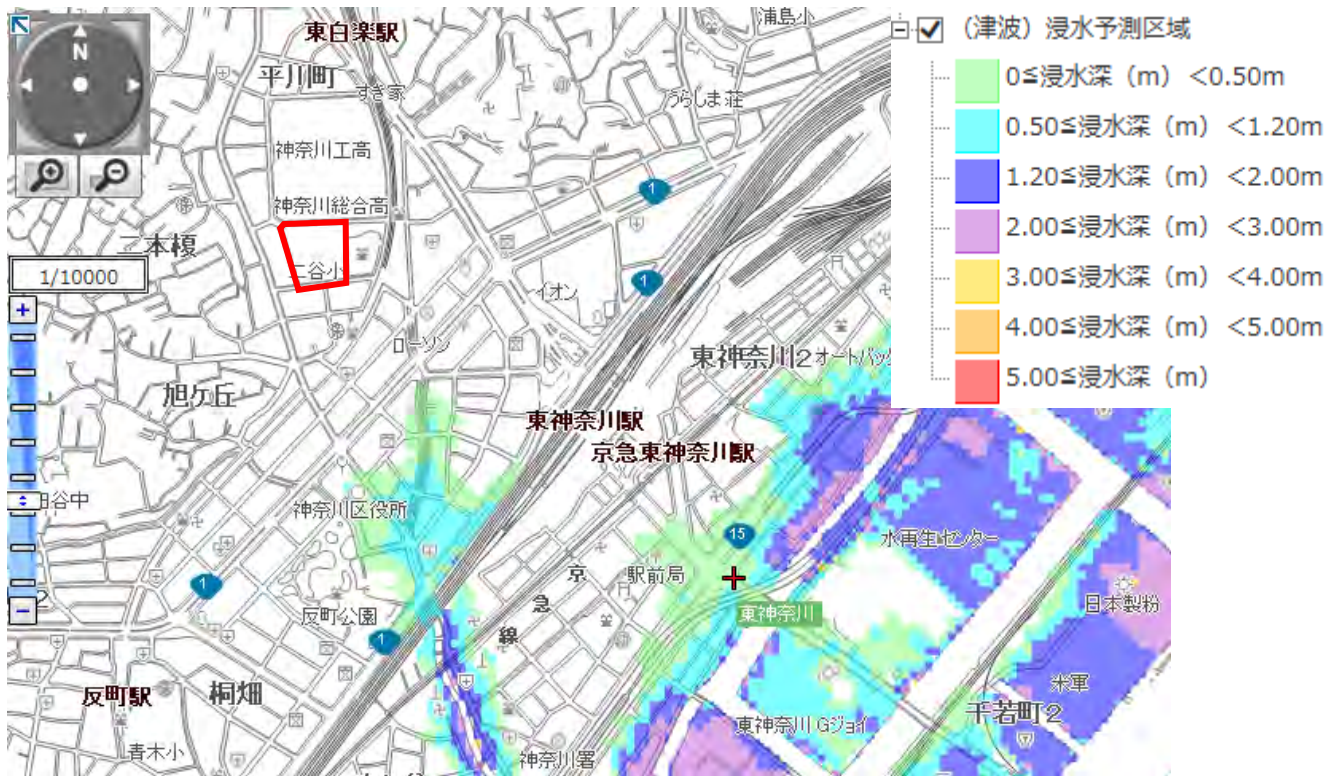
### 4. 液状化危険度



### 5. 土砂災害警戒区域



### 6. 津波浸水予測区域



7. 洪水ハザードマップ（洪水浸水想定区域（想定最大規模））



8. 内水ハザードマップ（内水浸水想定区域（想定最大規模））



内水・洪水ハザードマップについて

内水氾濫とは、

雨の量が下水道などの排水能力を超えた時や、河川などの排水先の水位が高くなった時に雨水を排水できなくなり、浸水することです。

洪水（河川氾濫）とは、

大雨によって河川などの水位が上昇し、堤防を越えて水があふれたり、堤防の土砂が流出して決壊したりすることです。

●内水ハザードマップでは、河川の堤防を越えて水があふれることも表現されていますが、堤防の決壊は想定していないため、洪水ハザードマップと併せて、浸水被害想定をご覧くださいことができます。

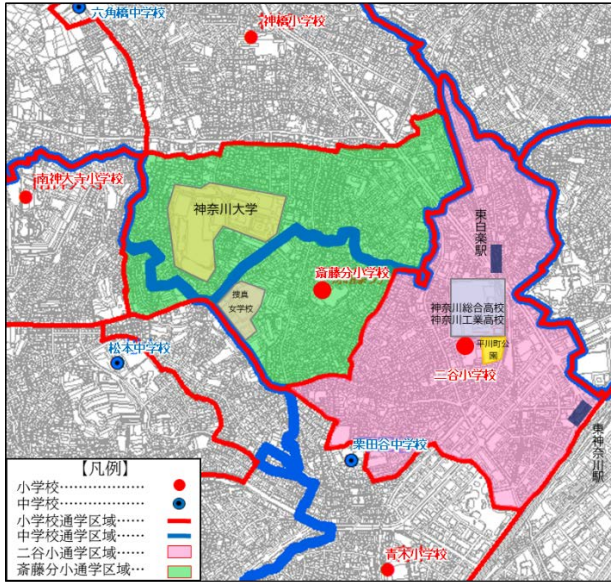
（横浜市環境創造局 内水ハザードマップ情報面より）

「齋藤分小学校・二谷小学校」建替えに伴う学校規模適正化等の検討について

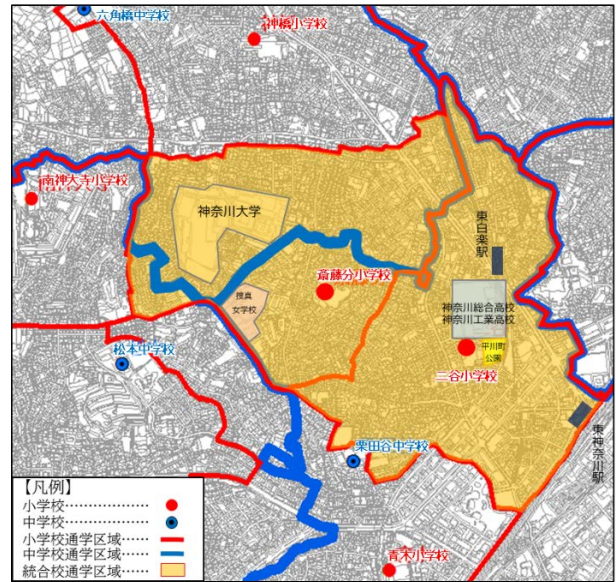
1 仮に統合になった場合の統合校の通学区域について

統合校の通学区域については、現在の齋藤分小学校と二谷小学校の通学区域を合わせた区域を想定しています。

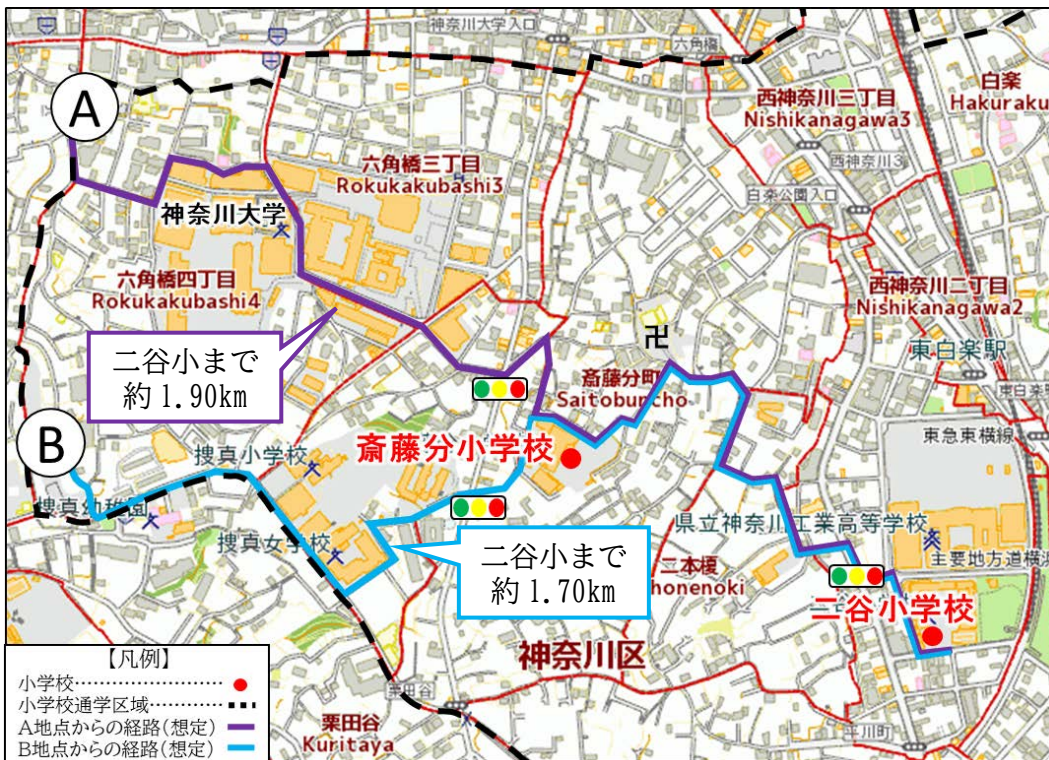
(1) 現在の両校の通学区域



(2) 両校の通学区域をあわせた通学区域



(3) 両校の通学区域を合わせた際、二谷小学校までの距離が遠い地域から通学する場合



A・B地点から二谷小学校までの距離と時間(想定どおりの経路の場合)

		距離	時間※
A地点から	二谷小学校	約 1.90km	約 28 分
B地点から		約 1.70km	約 25 分

※徒歩 毎分 67mで算出。端数切上

## 2 統合校からの距離が遠い地域について

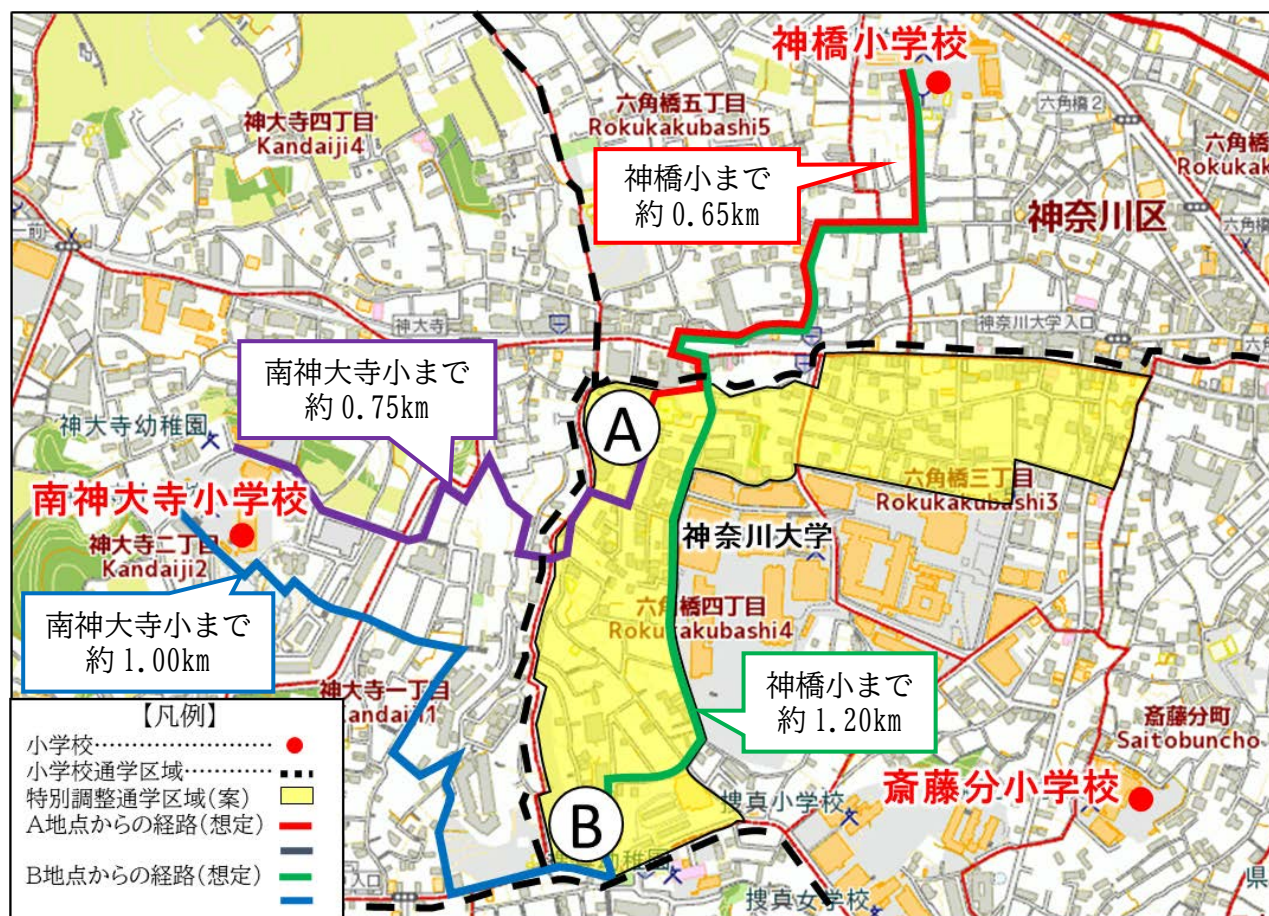
### (1) 特別調整通学区域設定の検討

両校の通学区域を合わせた際、二谷小学校までの距離が遠い神奈川大学の北側や西側の地域について、隣接する神橋小学校や南神大寺小学校との間で特別調整通学区域※の設定を部会で検討することも考えられます。

なお、特別調整通学区域設定の検討に当たっては、関係する学校や地域との調整を行います。

(※特別調整通学区域:区域内の保護者の方は、お子さんの就学・入学時に指定校と受入校のいずれかを希望により選択が可能です。選択にあたっては、特に必要な要件等はありません。)

(2) 仮に神奈川大学の北側及び西側の地域について、神橋小学校や南神大寺小学校を選択できる特別調整通学区域を設定し、(3)と同地点から各校まで通学する場合



A・B地点から神橋小学校、南神大寺小学校までの距離と時間(想定どおりの経路の場合)

		距離	時間※
A地点から	神橋小学校	約 0.65km	約 10 分
	南神大寺小学校	約 0.75km	約 12 分
B地点から	神橋小学校	約 1.20km	約 18 分
	南神大寺小学校	約 1.00km	約 15 分

※徒歩 毎分 67mで算出。端数切上

### 3 学校統合を行わなかった場合の斎藤分小学校の改修工事等について

#### (1) 実施する改修工事

児童等の安全等を図るため、学校運営に必要な保全改修を実施していきます。

なお、予算に限度があるため、市内にある小・中学校の施設点検等の結果を踏まえて、緊急性の高い学校施設から保全改修を行っています。

《保全改修の例》 外壁改修工事  
(改修工事前)

(改修工事後)



#### (2) 実施しない改修工事

斎藤分小学校は、学校運営に必要な保全改修を引き続き行いますが、「横浜市小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」に掲げている小規模校の解消を推進する観点から、校舎等の構造躯体の長寿命化を図る改修(長寿命化改修※)は想定していません。そのため、本市学校の目標耐用年数70年を超えて、斎藤分小学校の学校施設を使用し続けることは想定していません。

※長寿命化改修とは…構造躯体の耐用年数を築80年などに延命させることを目的とした、外壁防水工事や内外装の更新工事、配管・設備等の更新工事などで、大規模な改修工事をいいます。

《参考》学校統合を見送った場合について(前回資料再掲)

- ・斎藤分小学校は、再度、建物の寿命を迎える前(最古の棟：56年)に近隣の小学校との間で、相手校を使用校舎とする学校統合の検討が必要になります。
- ・二谷小学校との将来的な学校統合については、二谷小学校の建替えがすでに完了しているため、斎藤分小学校の児童を受け入れるには、校庭に校舎を増築する必要が生じるなど教育環境が悪化することが懸念されます。

## 4 学校統合に伴う閉校施設の後利用について

### (1) 後利用の検討について

用途廃止施設等の活用・処分に関する基本原則を定めた「横浜市資産活用基本方針(平成22年3月策定)」に基づき、検討を行います。検討にあたっては、地域課題やニーズ等を把握するとともに、立地特性や事業性を確認しながら、関係区も含めた関係部署が連携して活用策の策定を行います。

### (2) 後利用の状況

本市では、これまで(平成18年4月から令和3年4月まで)に学校統合等により、42校の小中学校を閉校し、19校を新たな統合校として活用しています。(小学校15校、中学校4校)残りの23校のうち13校の跡地については、福祉施設、公園、特別支援学校、病院、私立学校などに利活用しています。

また、13校のうち、体育館等の避難所としての機能を有する6校の後利用施設について、地域防災拠点に指定されています。

### (3) 後利用の事例

#### ■旧若葉台東小学校(旭区)

閉校年	平成19年4月
後利用	若葉台特別支援学校【平成25年1月開校】
	地域防災拠点



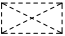

#### ■旧矢沢小学校(栄区)

閉校年	平成18年4月
後利用	矢沢なかよし公園【平成24年1月開園】
	上郷矢沢コミュニティハウス【平成25年3月開所】

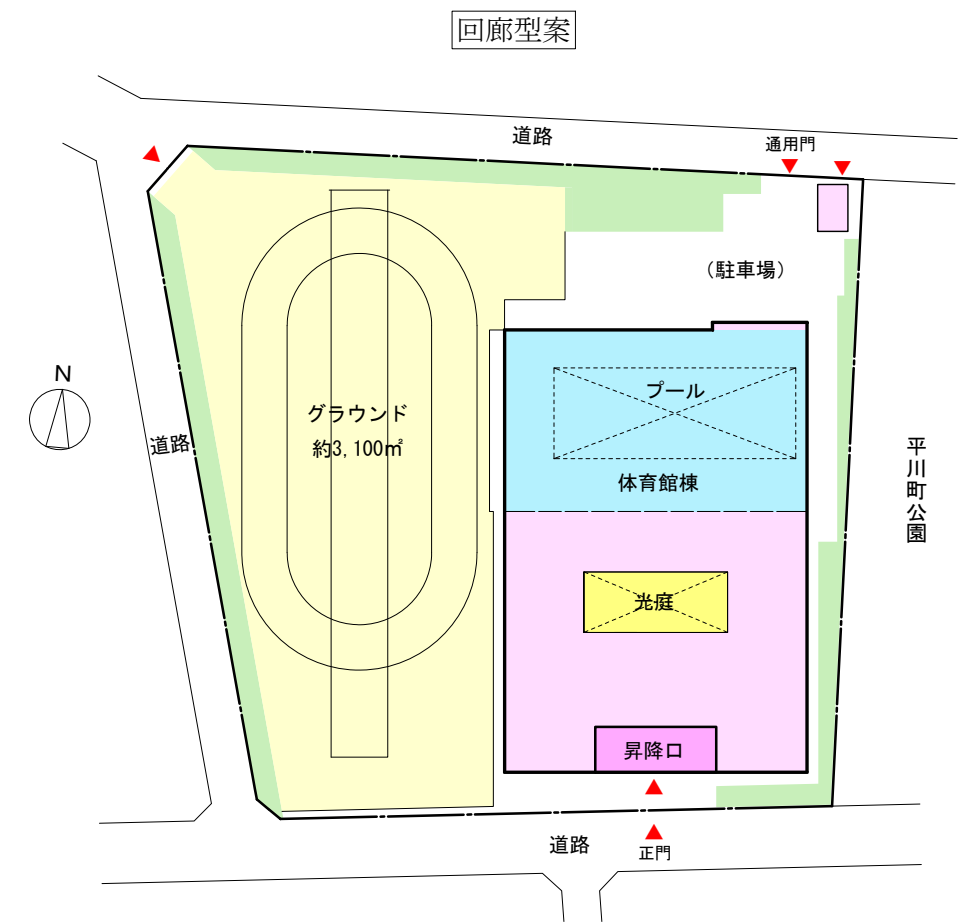
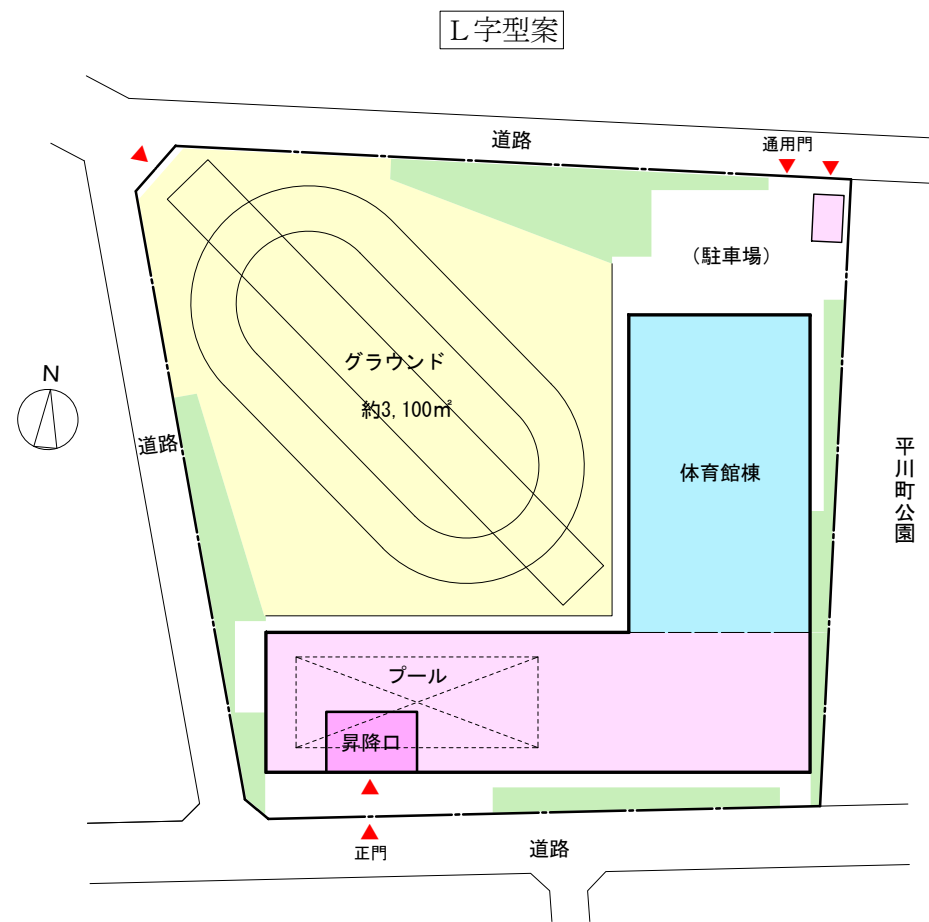
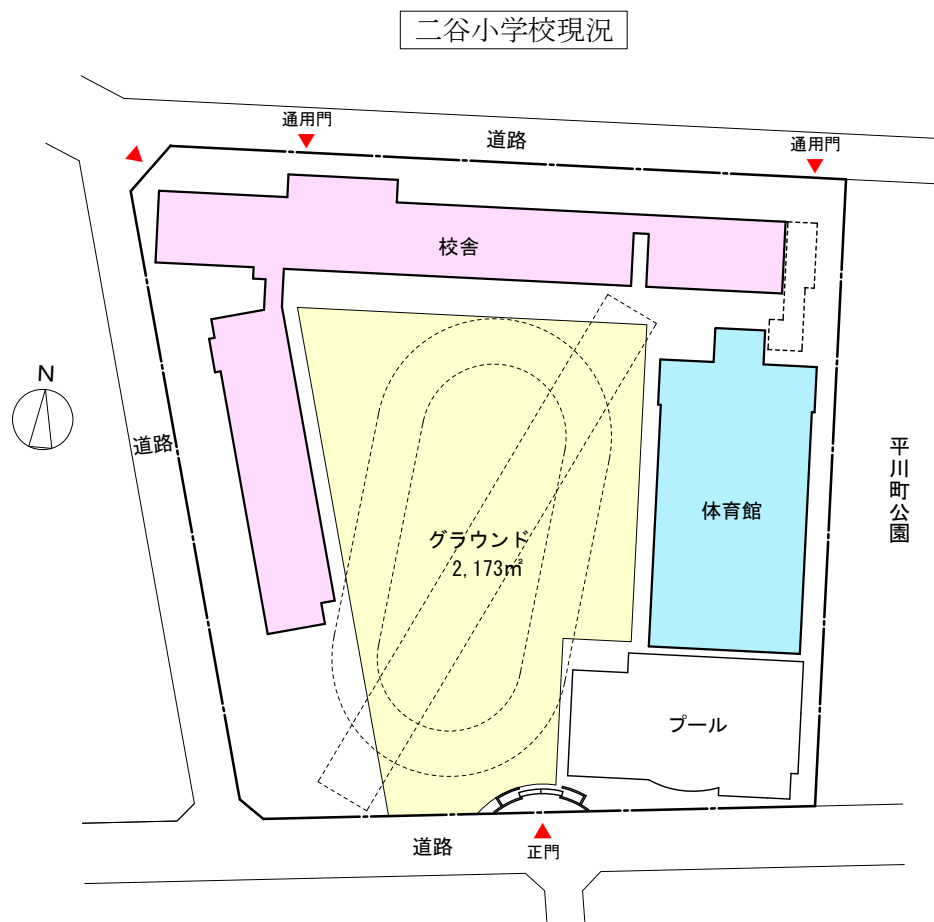




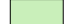
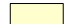


参考 仮に学校統合した場合の建替えプラン検討案について

- ・校舎は5階建、最高高さは19.85mほどの想定です。
- ・ は、5階部分のプール位置を表しています。

※この資料は、参考資料であり、今後の設計等に変更する可能性があります。



<凡例>

- ・緑化エリア : 
- ・グラウンドエリア : 
- ・トラック : 120m
- ・直線 : 75m
- ・出入口 : 

「斎藤分小学校・二谷小学校」建替えに伴う学校規模適正化等の検討について

I 統合前後の学校の様子について

直近で学校統合等をした学校長へ統合前後の学校の様子についてヒアリングを行いました。

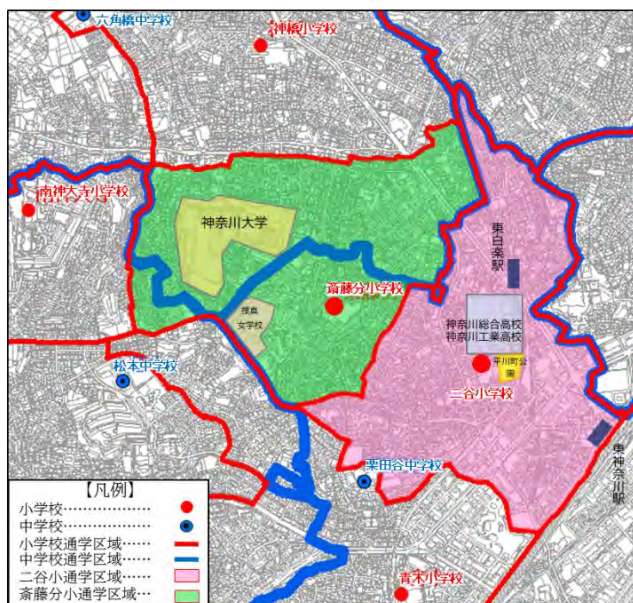
ヒアリング先：上菅田笹の丘小(旧上菅田小・旧笹山小)、旧すすき野小、菅田の丘小(旧池上小・旧菅田小)、丸山台中学校(旧野庭中・旧丸山台中)

	統合前の様子	統合後の様子
児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆人間関係ができあがってしまい、子ども達は本来であればしなくても良い我慢を子どもなりにしている。</li> <li>◆同学年集団の形成ができない分、異学年集団での活動が多いので、上級生の面倒見が良くなる。</li> <li>◆人数が少ない分、子ども達も学校運営のために一人で何役も担う必要があり、積極的な子が多かった。</li> <li>◆少人数になると集団で学習するなかで、多様性を学べる機会を得にくい。</li> <li>◆小規模の集団で生活しているため、中学校や高校に進学した際に、大規模な集団の中で自主性を出すことに苦労している印象が受けられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆受入れ前はそのままが良いと言っていたが、統合後は友達が増えたと喜んでいたりの子も多い。</li> <li>◆遠足などの行事を学年ごとで行うことができた。</li> <li>◆高学年ほど統合に戸惑いがあった。心理的負担もあったと思う。</li> <li>◆特に低学年は友達が増えたことを喜ぶ子どもが多かった。</li> <li>◆同学年の様々な人と関わることで、切磋琢磨し、多様性がより広がる。</li> </ul>
教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆転入学手続きや行事の準備など、一人で複数の学校運営に関する業務を担う必要があり、負担になっている。</li> <li>◆学年の運営を一人で担うため、多様な考えを持った教職員間において、議論を深めて運営を行うことができる組織を作りにくい。</li> <li>◆質の高い教育を提供するために他校で実施される研究授業などの研修に参加する時間を取りにくい。</li> <li>◆本来であれば経験を積んでから担うことの多い学年主任などの業務も、若手教員が一人で担わなければならない、運営に苦慮していた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆教職員の人数が増えたことで、転入学手続きや行事の準備などの学校運営に関する業務を複数人で担当することができ、その分を授業の準備に費やすことができるようになった。</li> <li>◆統合初期は、統合前の学校での指導方法の擦り合わせがうまくいかずに、教職員同士のまとまりに欠けていた。</li> <li>◆他校で実施される研究授業などの研修に参加しやすくなり、能力向上に時間を費やすことができる。</li> <li>◆同一学年内に若手、中堅、ベテランをバランスよく配置することができ、安定した学年運営が行えるほか、若手の育成も行うことができる。</li> </ul>
保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆人数が少なく、役員を何度も担う必要があった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆人数が増えたことで、負担が少なくなった。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆開校当初は両校の良いところだけを持ち寄っているの、全市のなかで一番良い学校を作ることができるチャンスと捉えている。</li> <li>◆統合校の開校まで、1～2年しか準備期間が無かったが、もう少し準備期間があった方が良かった。</li> </ul>	

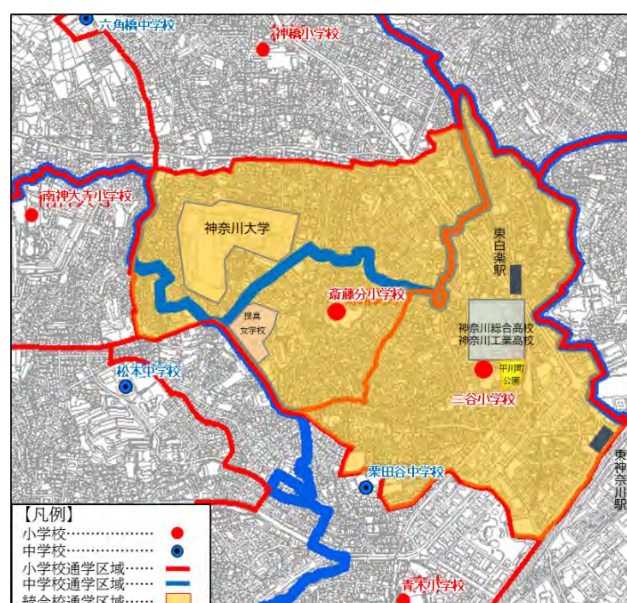
## 2 仮に統合になった場合の統合校の通学区域について

統合校の通学区域については、現在の斎藤分小学校と二谷小学校の通学区域を合わせた区域を想定しています。

### (1) 通学区域 (第2回部会にて提示)



(現在の通学区域)



(統合後の通学区域)

### (2) 特別調整通学区域設定の検討について

案	設定意図
ア	統合校までの通学距離が長い神奈川大学の北側及び西側を対象に、通学距離が短い神橋小学校、もしくは南神大寺小学校を選択できるようにすることで、通学への児童の負担軽減を図る。
イ	神奈川大学の北側及び西側のうち、中学校の通学区域に合わせて、六角橋中学校の通学区域については神橋小学校、松本中学校の通学区域については南神大寺小学校を選択できるようにすることで、通学への負担軽減を図るとともに、小中不一致の解消を図る。
ウ	六角橋自治連合会の繋がりや特性を考慮する。
エ	六角橋の繋がりや特性を考慮するとともに、中学校の通学区域に合わせて、小中不一致の解消を図る。

### 案ア

神奈川大学の北側及び西側の地域に、神橋小学校または南神大寺小学校を選択できる特別調整通学区域を設定する場合

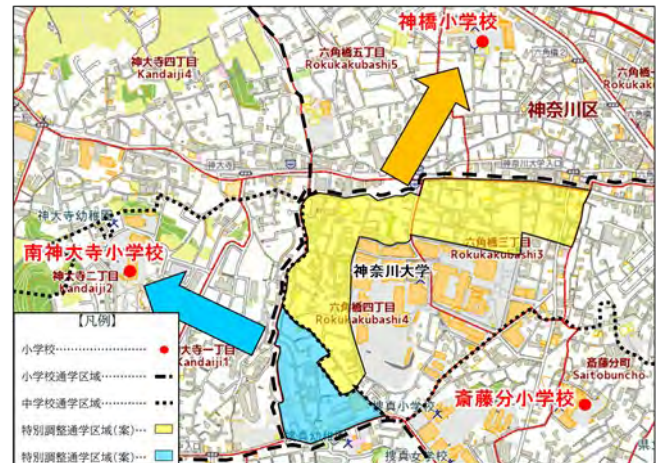
特別調整通学区域の設定パターン案

- ① 統合校または神橋小学校から選択
- ② 統合校または南神大寺小学校から選択
- ③ 統合校または神橋小学校、南神大寺小学校から選択



### 案イ

神奈川大学の北側及び西側の地域に、中学校の通学区域に合わせて、神橋小学校または南神大寺小学校を選択できる特別調整通学区域を設定する場合



### 案ウ

六角橋三丁目・四丁目の全域に、神橋小学校または南神大寺小学校を選択できる特別調整通学区域を設定する場合

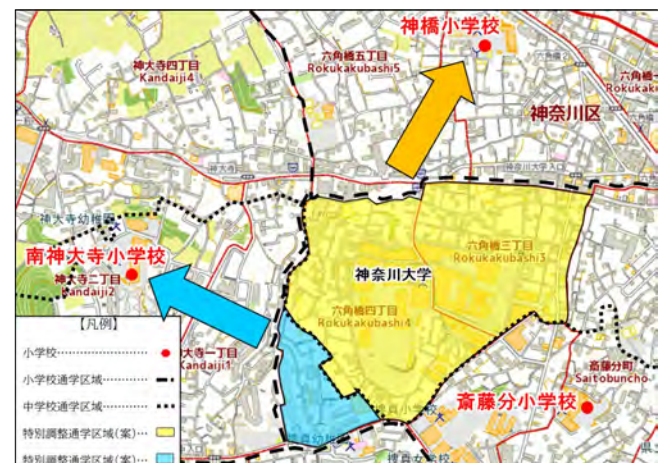
特別調整通学区域の設定パターン案

- ① 統合校または神橋小学校から選択
- ② 統合校または南神大寺小学校から選択
- ③ 統合校、神橋小学校、または南神大寺小学校から選択



### 案エ

六角橋三丁目・四丁目の全域に、中学校の通学区域に合わせて、神橋小学校または南神大寺小学校を選択できる特別調整通学区域を設定する場合



※中学校については、統合校との小中一致を考慮し、栗田谷中学校を選択できるように設定することも検討。

### 3 閉校後の学校施設の後利用に関する取組みについて

統合後、学校施設として利用しなかった23校の後利用検討状況について取りまとめところ、後利用検討委員会等が設置された16校のうち、8校で地域要望に基づく後利用施設となっています。残りの学校については、私立学校となった1校を除き、現在検討中です。

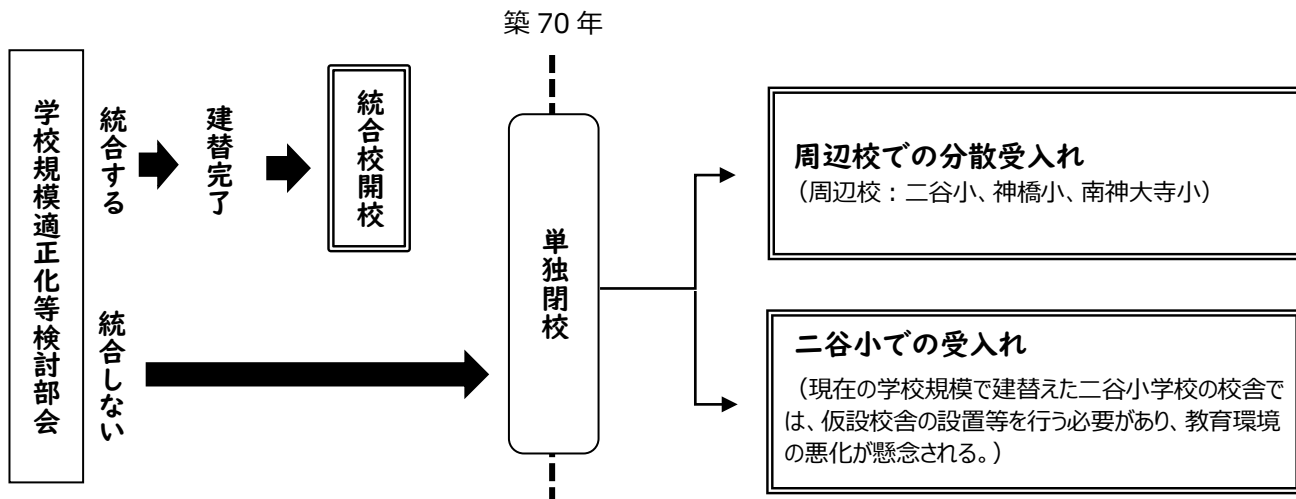
※網かけの学校は、後利用検討委員会未設置

旧学校名	閉校年	地域要望	後利用施設	備考
1 霧が丘第一小 (緑区)	H18		私立星槎中学校 (H31.4開校)	(H17.2~H17.12) 霧が丘地区小学校跡施設活用検討委員会
2 霧が丘第三小 (緑区)	H18	コミュニティハウス、図書館、文化スポーツセンター、 <u>地域ケアプラザ</u> 、災害時避難場所、 <u>養護学校</u> 、区出張所	複合施設「霧の里」(H20.4開所) 地域防災拠点 インド系インターナショナルスクール (H21.4開所)	
3 並木第三小 (金沢区)	H18	コミュニティハウスの継続・拡充 地域防災拠点・拠点本部の確保	横浜なみきりハビリテーション病院 (H24.9開所) コミュニティハウス	(H17.8~H18.2) 並木第三小学校跡利用検討委員会での意見
4 野七里小 (栄区)	H18	埋蔵文化財センター、 <u>地域防災拠点</u> 、 <u>地域利用</u>	埋蔵文化財センター (H21.11開所) 地域防災拠点 文化・スポーツクラブでの利用	(H20) 旧矢沢小学校・旧野七里小学校 後利用検討委員会での意見
5 矢沢小 (栄区)	H18	スポーツ需要に応じた公園、 <u>コミュニティハウス</u>	上郷矢沢コミュニティハウス (H25.3開所) 矢沢なかよし公園 (H24.1開園)	
6 若葉台東小 (旭区)	H19	市立特別支援学校、 <u>地域防災拠点</u> 、 <u>コミュニティハウス</u> 、 <u>福祉ボランティア拠点</u>	市立若葉台特別支援学校 (H25.1開校) <u>地域防災拠点</u>	(H18.11~H19.12) 若葉台地区小中学校跡地利用検討委員会での意見
7 若葉台西小 (旭区)	H19	公募事業(民間病院・私立学校)、高齢者向け福祉健康サービス 音楽ホール、	私立星槎中等・高等学校 (H23.4開校)	
8 若葉台西中 (旭区)	H19	文化・芸術の分野における 市民活動拠点、 <u>地域防災拠点</u>	検討中	
9 氷取沢小 (磯子区)	H19		横浜市上笹下地域ケアプラザ 特別養護老人ホーム「磯子自然村」 氷取沢小学校跡地公園	特別養護老人ホーム、地域ケアプラザ、公園の整備を市で検討し、地域に検討案を説明
10 野庭小 (港南区)	H20		よこはま港南地域療育センター 母子生活支援施設「カーサ野庭」 野庭消防訓練場 養護老人ホーム「野庭風の丘」	福祉施設、消防施設の整備を市で検討し、地域に検討案を説明
11 日向山小 (瀬谷区)	H22	<u>地域防災拠点</u> 、 <u>グラウンド</u> 等の継続利用	県立横浜ひなたやま支援学校 (H25.4開校)、 <u>地域防災拠点</u>	(H21) 後利用検討委員会での意見

	旧学校名	閉校年	地域要望	後利用施設	備考
12	ひかりが丘小 (旭区)	H23	学校教育施設、コミュニティハウス、地域開放、地域防災への参加、地域活動への参加	検討中	(H23～) ひかりが丘小学校後利用調整会議での意見 (H30.1、H30.11) 事業者向けヒアリング実施
13	富士見中 (中区)	H25	地域防災拠点	横浜吉田中第二グラウンド、地域防災拠点、コミュニティハウス、日本語支援拠点施設	「富士見中学校・吉田中学校」小規模校対策検討委員会での意見
14	くぬぎ台小 (保土ケ谷区)	H25	小学校の建物の有効活用を図るとともに、地域防災拠点、コミュニティハウス、グラウンド・体育館の地域開放の維持を前提とし、周辺の環境との調和に配慮し、地域に貢献できる施設	検討中	(H25～) 川島地域のまちづくり検討会での意見 (H31.5、R2.10～R3.9) 事業者向けヒアリング実施
15	左近山小高小 (旭区)	H25	特別支援学校の移設、高齢者施設、住宅地の開発	検討中	左近山地区小学校跡地検討協議会での意見
16	左近山第二小 (旭区)	H25		市立左近山特別支援学校 (H31.4開校)、地域防災拠点	左近山地区小学校跡地検討協議会で説明
17	いちょう小 (泉区)	H26	コミュニティハウス、地域防災拠点	検討中	(H24) 「飯田北小学校・いちょう小学校」小規模校検討委員会での意見
18	庄戸中 (栄区)	H27	高齢者福祉機能、子育て支援機能、コミュニティ活動拠点、環境を生かした魅力づくり	検討中	(H27～31) 上郷東地区まちづくり協議会・上郷東地区まちの再生活活性化委員会での意見
19	俣野小 (戸塚区)	H29	地域開放の継続、教室・会議室等の活用	検討中	俣野小学校の跡地利用に関する意見交換会での意見
20	笹山小 (保土ケ谷区)	R2	意見照会未実施	(上菅田笹の丘小学校仮校舎として利用)	
21	すすき野小 (青葉区)	R2	将来的な児童急増による学校施設としての活用も見据え、施設の維持管理や活用などへの配慮を要望	(すすき野中学校と一体的に利用)	「嶮山小学校・すすき野小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会での意見
22	野庭中 (港南区)	R2	地域防災拠点、スポーツ施設、高齢者向け施設	検討中	(R元年5月) 野庭中学校跡地活用に関する要望書での意見
23	菅田小 (神奈川区)	R3	多世代交流の場・子供の居場所、スポーツができる場所、防災機能、医療サービス機能、行政サービス機能	検討中 (菅田の丘小学校仮校舎として利用)	(R元.1～R2.3) 菅田小学校跡地利用検討委員会での意見

#### 4 学校統合を行わなかった場合の齋藤分小学校について

今回、齋藤分小学校と二谷小学校が学校統合を行わなかった場合、建物の目標耐用年数である築 70 年時に、二谷小もしくは二谷小を含めた周辺校での受け入れを行う形で閉校することになります。



#### 懸念されるポイント

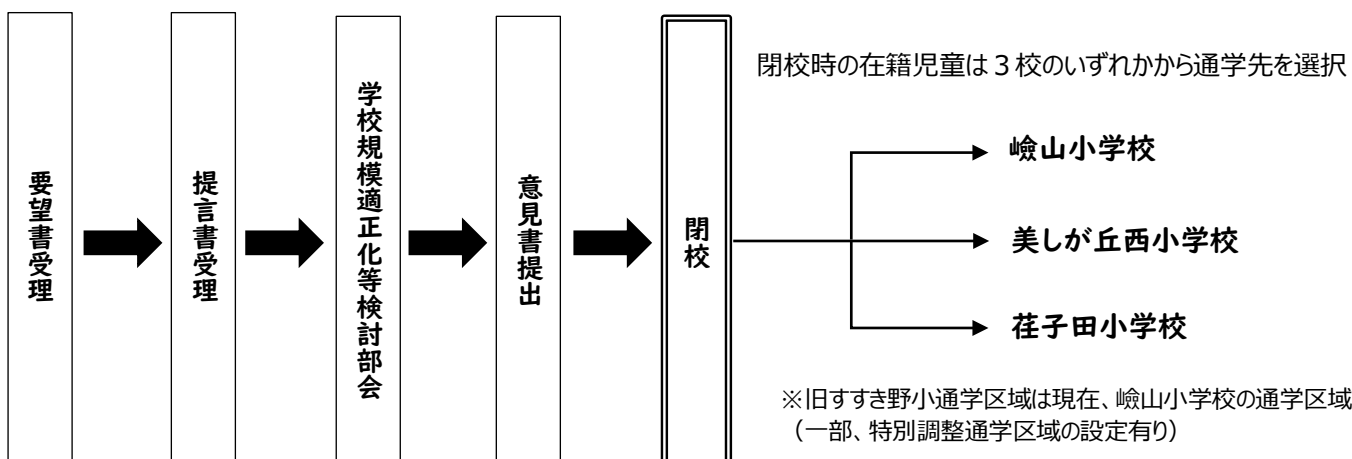
##### ■ 周辺校で分散受け入れする場合

- ・ 齋藤分小学校の児童が各校に散らばることで、子ども達が分断されてしまう。
- ・ 数校に通学区域変更されることで、地域が分断されてしまう。

##### ■ 二谷小学校で全児童を受け入れる場合

- ・ 児童数の推移からみると、現在の学校規模で建替えた二谷小学校の校舎で、齋藤分小学校の児童を全て受け入れることは難しい。
- ・ 齋藤分小学校の全児童を受け入れるためには、仮設校舎の設置等を行う必要があり、教育環境の悪化が懸念される。

#### 【参考】旧すすき野小学校（青葉区）における学校規模適正化等の流れ



## 5 国の少人数学級導入に関する動き

令和3年3月に義務標準法が改正され、令和3年4月1日より、小学校において段階的な35人学級の導入が始まり、令和7年度までに全学年が35人学級となります。

この動きを受けて、小学校35人学級の計画的な整備や、今後の指導体制の更なる充実を図っていく上での課題を国と地方が共有し、連携して課題解消に向けた方策を検討していくために、文部科学省と全国知事会等の自治体の代表で構成される「今後の教職員定数の在り方等に関する国と地方の協議の場」が設置されました。これまで2回協議が開催され、その中では、少人数学級の効果検証や教室不足への対応を含めた環境整備について議論されておりますが、現在、30人学級の議論は行われておりません。

### 開催概要（抜粋）

#### 【開催日】

第1回（令和3年5月17日）、第2回（令和3年11月19日）

#### 【主な意見】

- ・ 中学校についても35人学級の実現が必要。
- ・ 全国的に教員不足が指摘されており、質の高い人材の確保や教職の魅力化が課題。
- ・ 35人学級の実施に伴う教室不足への対応のため、増改築が必要など

## 6 建替校の施設について

別紙参照

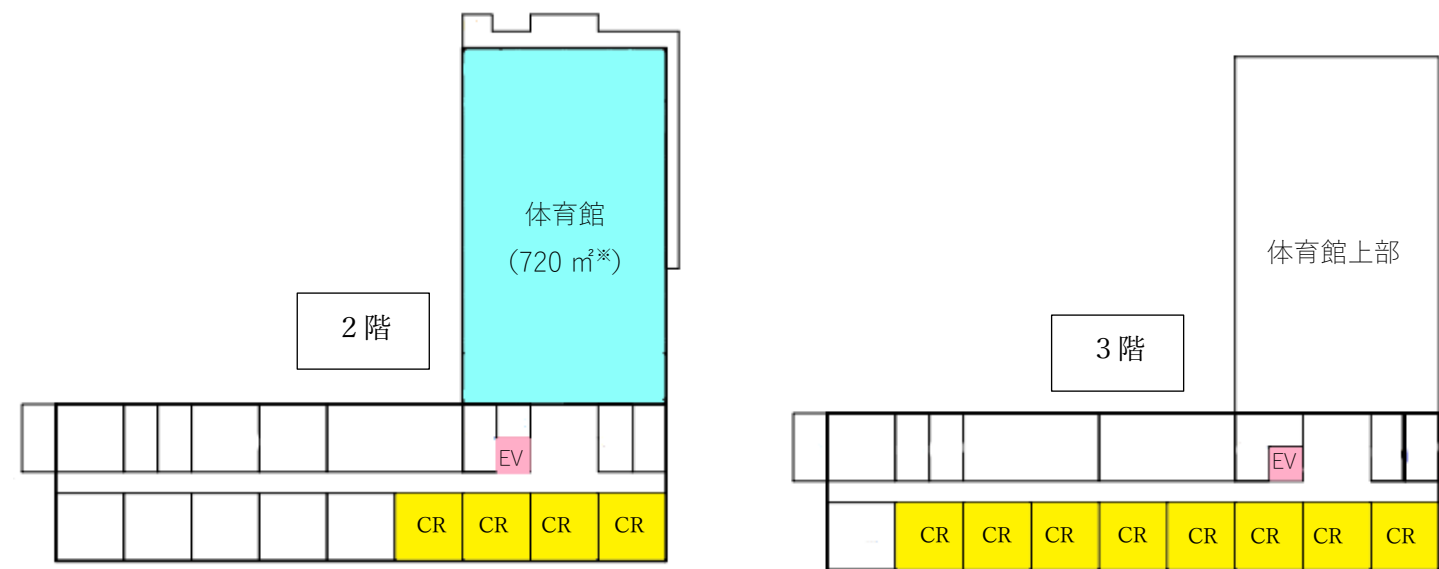


### 【仮に統合した場合の、建替後の屋内イメージについて】(19学級分想定)

この資料は、参考資料です。仮に、このような校舎配置とした場合を想定しイメージ図を描いています。  
今後の設計等において、配置及び屋内の状況等は変更する可能性があります。

#### ① L字型案

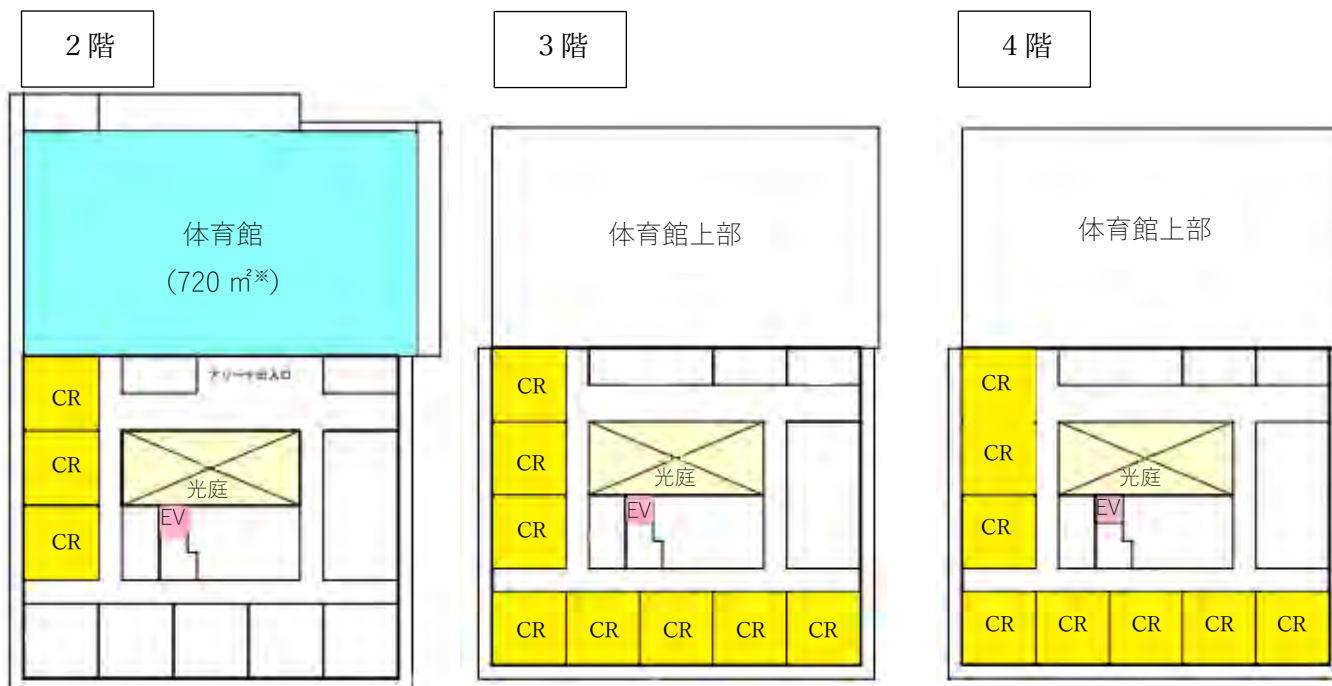
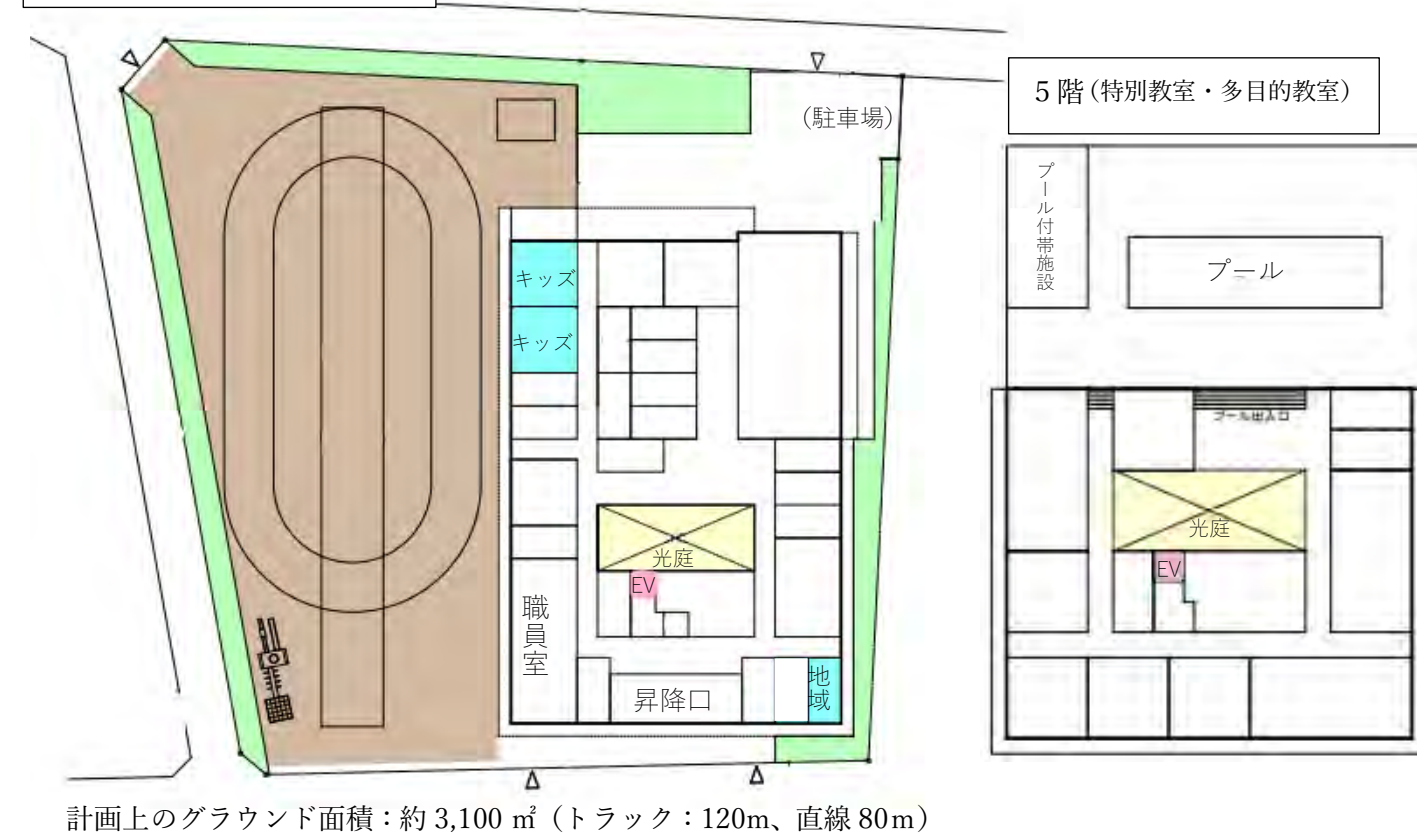
1階 (主に管理諸室・キッズ等)



(参考) 二谷小既存グラウンド面積：2,173 m<sup>2</sup>、既存体育館面積：560 m<sup>2</sup>\*  
 斎藤分小既存グラウンド面積：2,426 m<sup>2</sup>、既存体育館面積：420 m<sup>2</sup>\*  
 ※体育館面積は、アリーナ面積を記載

#### ② 回廊型案

1階 (主に管理諸室・キッズ等)



「斎藤分小学校・二谷小学校」建替えに伴う学校規模適正化等の検討について

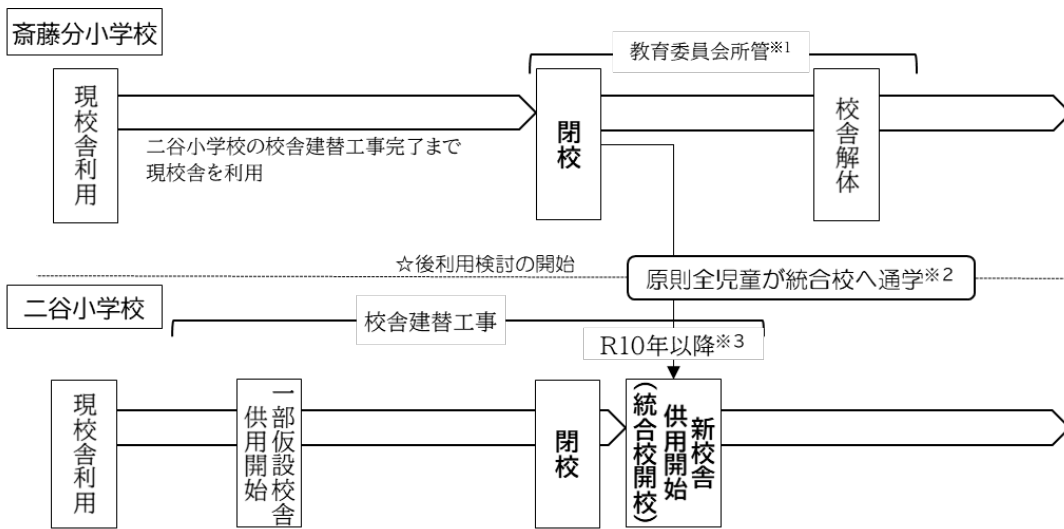
これまで第2回及び第3回の資料でお示した「今後の流れ」について、改めてフローチャート化させていただきました。あわせて、一部委員から要望がありました資料を御提示しています。

I 二谷小学校の建替えに伴う今後の流れ

仮に斎藤分小学校と二谷小学校の学校統合を行う場合、二谷小学校の建替工事完了まで、それぞれの現校舎を利用します。新校舎の供用開始に合わせて両校閉校し、新たに統合校を開校します。

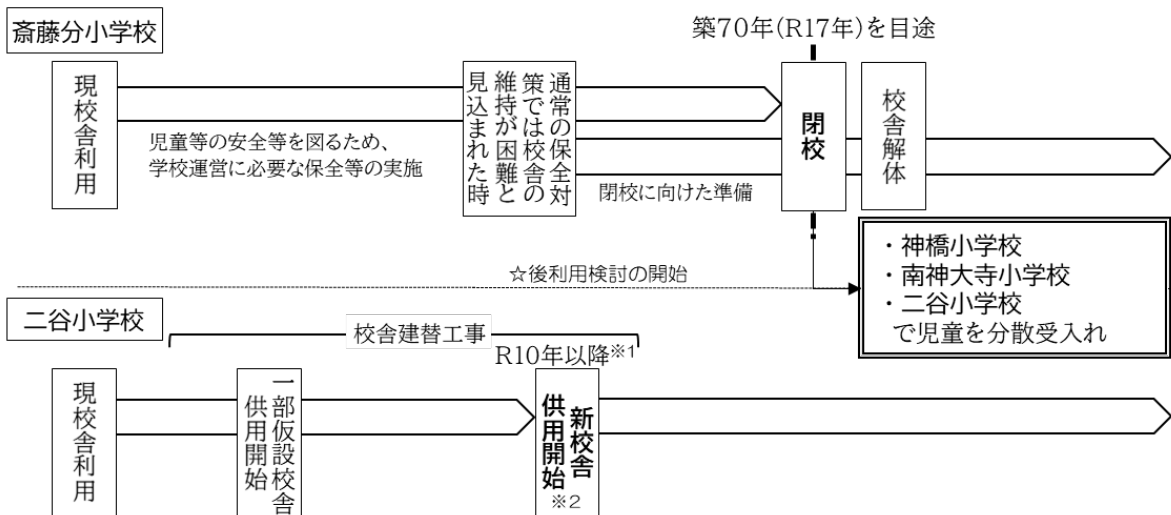
仮に学校統合を行わなかった場合、二谷小学校は、建替工事完了までの間は現校舎を利用し、新校舎供用開始後から、新校舎を利用します。なお、既存体育館は建替えません。(別紙参照)一方、斎藤分小学校は、学級数が適正規模である12学級以上とならない限り、建替えを実施することはありません。そのため、児童等の安全等を考慮し、学校運営に必要な保全等を実施しながら現校舎を利用し、いよいよ校舎の維持が困難と見込まれた時から、閉校に向けた準備を行い、二谷小学校、神橋小学校、南神大寺小学校での児童の分散受入れ等の検討を行うこととなります。

(1) 仮に学校統合を行う場合



- ※1 閉校後の後利用施設が利用開始するまでの暫定利用が可能なよう調整(地域防災拠点、学校開放等)
- ※2 特別調整通学区域を設定した場合、対象地域の児童は統合校のほか受入校から選択
- ※3 統合校開校年は、検討当初の想定

(2) 仮に学校統合を行わない場合



- ※1 新校舎供用開始年は、検討当初の想定
- ※2 既存の体育館を使用

## 2 統合を経験した児童・保護者・地域の声

### (1) 平成24年度学校統合意識調査結果の様子

平成24年度に、学校統合を経験した児童と保護者にアンケート調査を実施し、学校規模の適正化による効果検証を行う調査が行われました。その際の児童及び保護者に行ったアンケート結果の一部を紹介します。

#### 調査対象

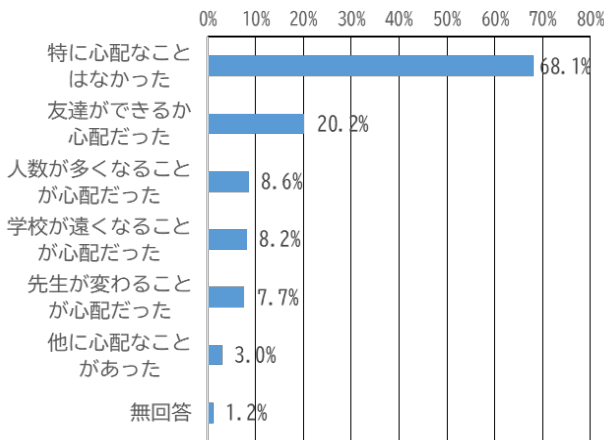
対象校：野庭すずかけ小学校、瀬谷さくら小学校、四季の森小学校

対象者：学校統合を経験したと想定される在校生、卒業生（中学生）、保護者

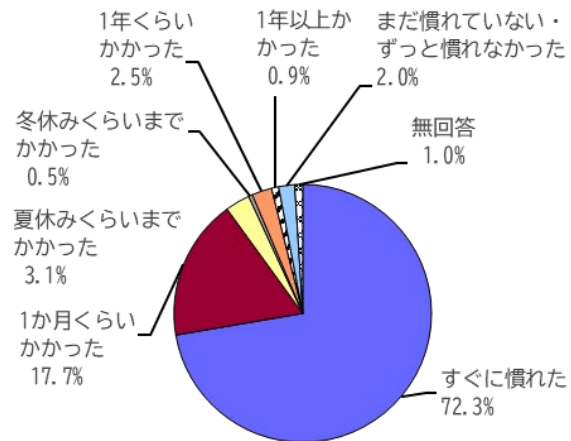
対象人数：在校生・卒業生1,044名、保護者：1,044名

#### ア 児童

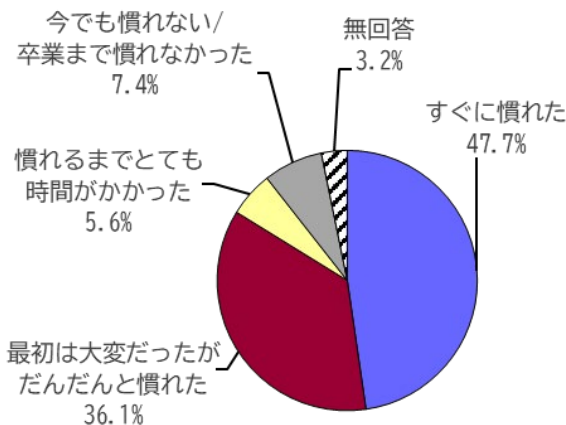
##### (ア) 統合前に心配だったこと



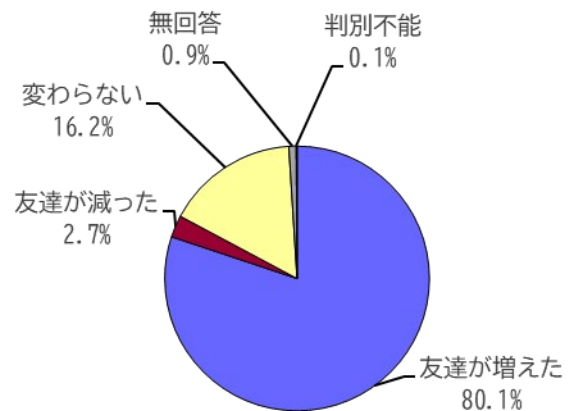
##### (イ) 統合後の学校に慣れるまで



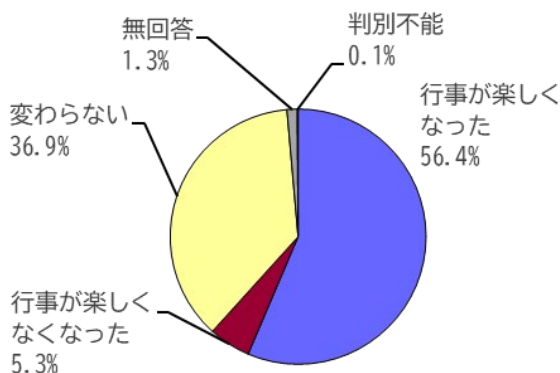
##### (ウ) 通学路の変更慣れるまで



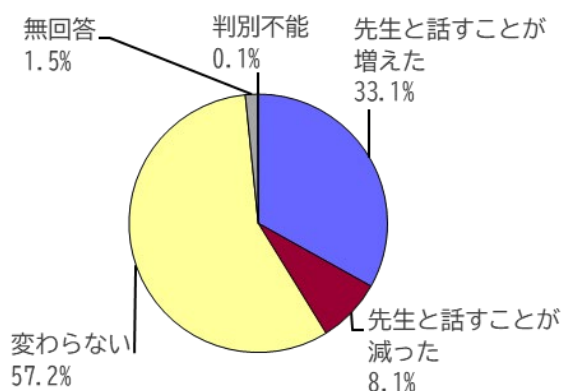
##### (エ) 友達の数の変化



##### (オ) 行事の楽しさ

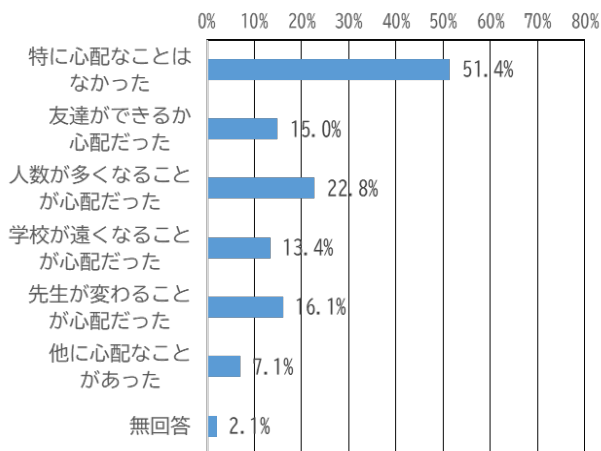


##### (カ) 先生と話す頻度

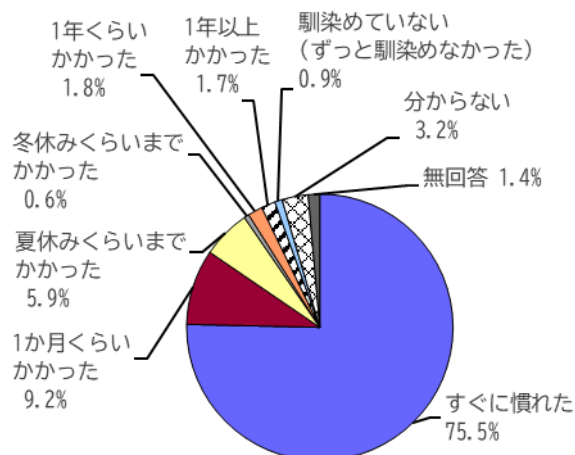


## イ 保護者

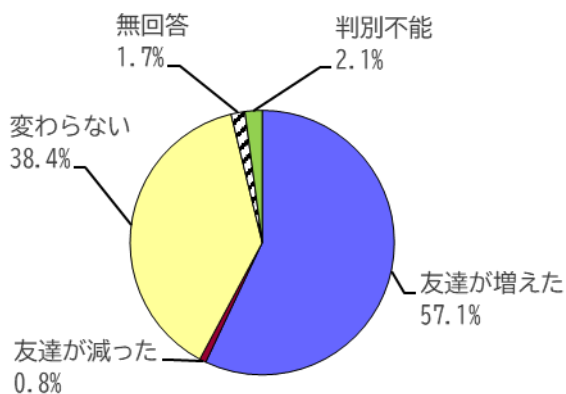
### (ア) 統合前に心配だったこと



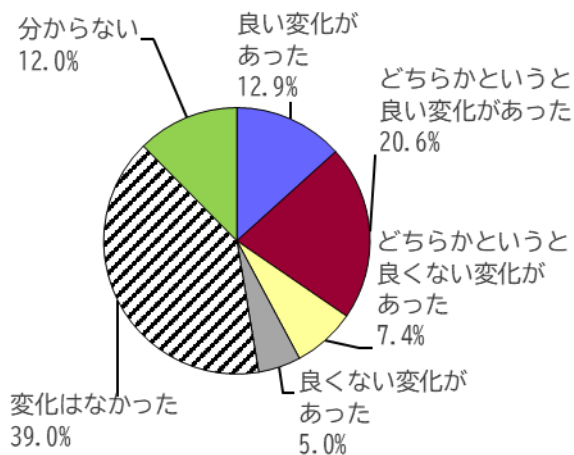
### (イ) 統合後の学校に子どもが慣れるまで



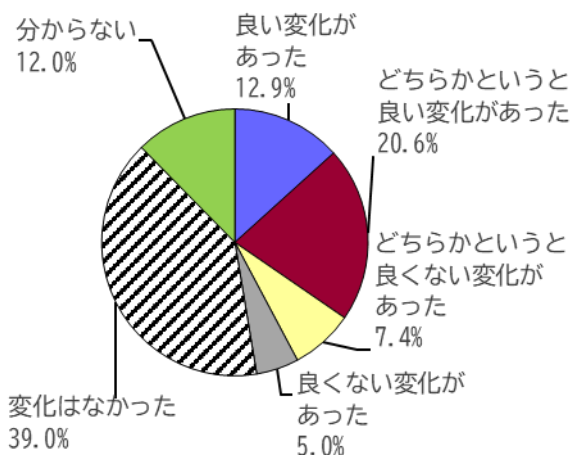
### (ウ) 友達の数の変化



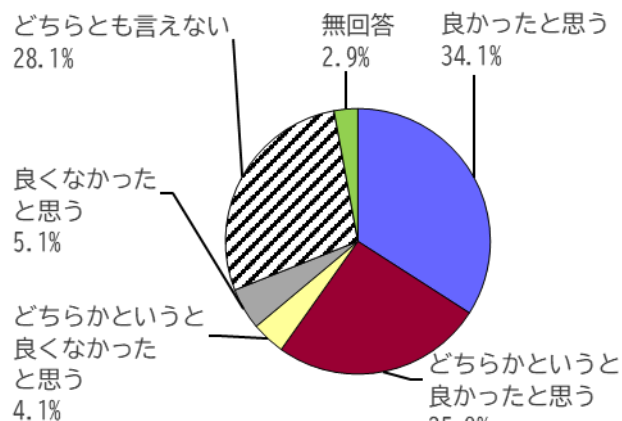
### (エ) 学校行事の様子の変化



### (オ) PTA 活動などの負担の変化



### (カ) 統合してよかったか



## (2) 直近で開校した統合校の児童、保護者、地域の声

令和3年4月に旧池上小学校と旧菅田小学校が統合し開校した、菅田の丘小学校の皆様にご協力いただき、統合前後の様子や気持ちについてヒアリングしました。

<p style="text-align: center;"><b>児童</b></p>	<p>◆統合前後の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体的に友達が増えて楽しい。</li> <li>・ 学校が、全体的に活気が増えてにぎやかになった。</li> <li>・ これまで1クラスでクラス替えがなかったが、3クラスに増えたことが良かった。</li> <li>・ 人数が増えて授業がにぎやかになった。</li> </ul> <p>◆統合校に慣れるまでの時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最初はそれぞれの学校ごとにグループになっていて、グループ同士の壁があった。</li> <li>・ 幼稚園で一緒だった友達と再会できたため、すぐに馴染んだ。</li> <li>・ 中休みの時間にゲームに誘ったりして遊ぶうちに仲良くなって、いつの間にか馴染んだ。</li> <li>・ 通学路が変わって、最初は不安だった。</li> </ul> <p>◆統合校の未来像</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 皆が健康で楽しめる学校にしたい。</li> <li>・ 学年を問わず楽しめる学校にしたい。</li> <li>・ 地域との関わりが深い学校にしたい。</li> </ul> <p>◆統合したことに対する感想</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合前はもう少し仲間が欲しいと思っていたので、一緒になって仲間が増えたことが嬉しかった。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>保護者</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもが新しい学校に慣れるまで、それほど時間はかかっていなかったと感じた。また、遊び方なども特に変化はなかった。</li> <li>・ 運動会では、学年ごとの種目ができたことや、学年全体で一体となったダンスなどのパフォーマンスが行えたことなど、これまでなかったスケールの大きさに感動した。</li> <li>・ 新しいPTA組織を立ち上げるにあたっては、この先の統合校の活動を見据えて、最適な体制を取るために、統合校開校時にすぐに立ち上げるのではなく、準備に時間をかけた。</li> <li>・ 地域の見守り隊も、両校の地域が一つになって積極的に動いていただいている。</li> <li>・ 学校統合するにあたって通学路の心配があったが、学校が始まるまでに通学訓練などが行われたことで、懸念事項を整理することができた。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>地域</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通学路は新校舎になっても同じなので、今後の通学安全対策を考えていきたい。</li> <li>・ 統合が子どもたちの生活に影を落としているのではないかと懸念していたが、全く感じられなくて安心した。</li> </ul>

### 3 児童・生徒数が微増、又は横ばいの中で統合した事例

これまで統合した学校のうち、児童・生徒数が微増、又は横ばいの中で統合した学校は、左近山第二小学校、上菅田小学校、笹山小学校、吉田中学校、上郷中学校の4例、5校です。

※1 網かけの学校は、児童・生徒数が増加していた学校

※2 当時の学校規模適正化等検討部会で示していた各校の推計値

#### (1)【H25年統合】横浜吉田中学校（旧富士見中学校・旧吉田中学校）

・旧富士見中学校 (単位：人、学級)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
生徒数	224	203	180	157	156	158	156
学級数	6	6	6	6	6	6	6

・旧吉田中学校 (単位：人、学級)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
生徒数	218	235	232	230	228	227	233
学級数	6	7	7	7	6	7	8

#### (2)【H25年統合】左近山小学校（旧左近山第一小学校・旧左近山第二小学校・旧左近山小高小学校）

・旧左近山第一小学校 (単位：人、学級)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
児童数	299	295	289	288	289	275	258
学級数	11	11	11	11	12	11	11

・旧左近山第二小学校 (単位：人、学級)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
児童数	287	307	314	317	319	310	334
学級数	11	11	11	11	11	11	11

・旧左近山小高小学校 (単位：人、学級)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
児童数	156	149	148	143	125	126	125
学級数	6	6	6	6	6	6	6

#### (3)【H27年統合】上郷中学校（旧上郷中学校・旧庄戸中学校）

・旧上郷中学校 (単位：人、学級)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
生徒数	252	260	271	271	287	285	277
学級数	9	9	9	9	9	9	9

・旧庄戸中学校 (単位：人、学級)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
生徒数	157	173	176	186	164	161	146
学級数	6	7	6	6	6	6	6

#### (4)【R2年統合】上菅田笹の丘小学校（旧上菅田小学校・旧笹山小学校）

・旧上菅田小学校 (単位：人、学級)

年度	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
児童数	707	724	735	801	815	814	804
学級数	22	22	23	24	25	24	24

・旧笹山小学校 (単位：人、学級)

年度	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
児童数	98	94	109	107	108	116	114
学級数	6	6	6	6	6	6	6

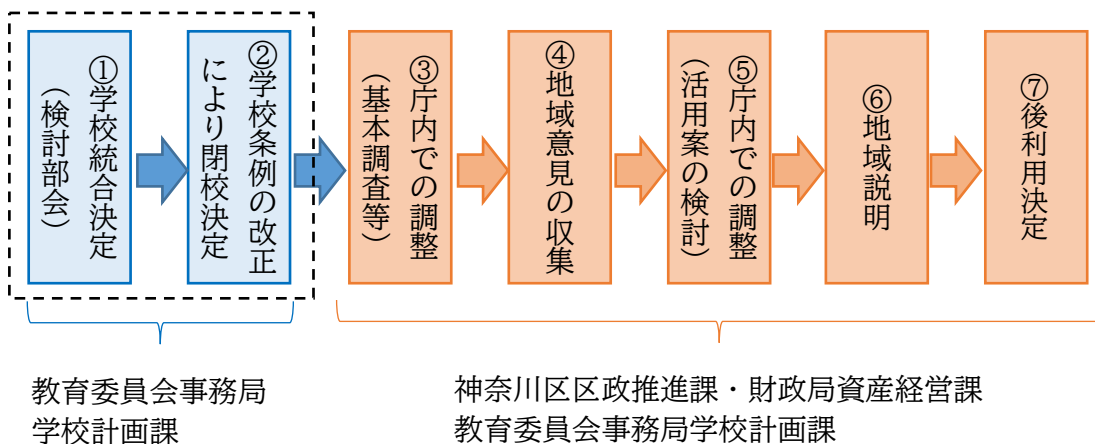
## 4 後利用の検討の流れ

仮に学校統合した場合の齋藤分小学校の後利用検討は、検討部会における学校統合の決定、教育委員会での統合方針の決定、市会での学校条例改正を受けて、検討を開始することになります。

後利用の標準的な進め方としては、検討の開始にあたり、まずは庁内で土地や建物の基本情報の調査や、公共施設として利用する意向の有無などの調査を行います。その後、跡地における地域課題やニーズへの対応の可能性を検討するため、検討会等の手法により地域意見の収集を行います。そこで取りまとめられた意見を踏まえつつ、再度庁内で検討が行われ活用案がまとめられます。活用案について地域の皆様への御説明を経た後、後利用の方針が決定します。

なお、後利用施設の利用開始までの間、学校施設の暫定利用ができるよう調整をしていきます。その際、老朽化等で施設の利用ができない場合があります。

【流れのイメージ】用途廃止施設の活用・処分運用ガイドラインより

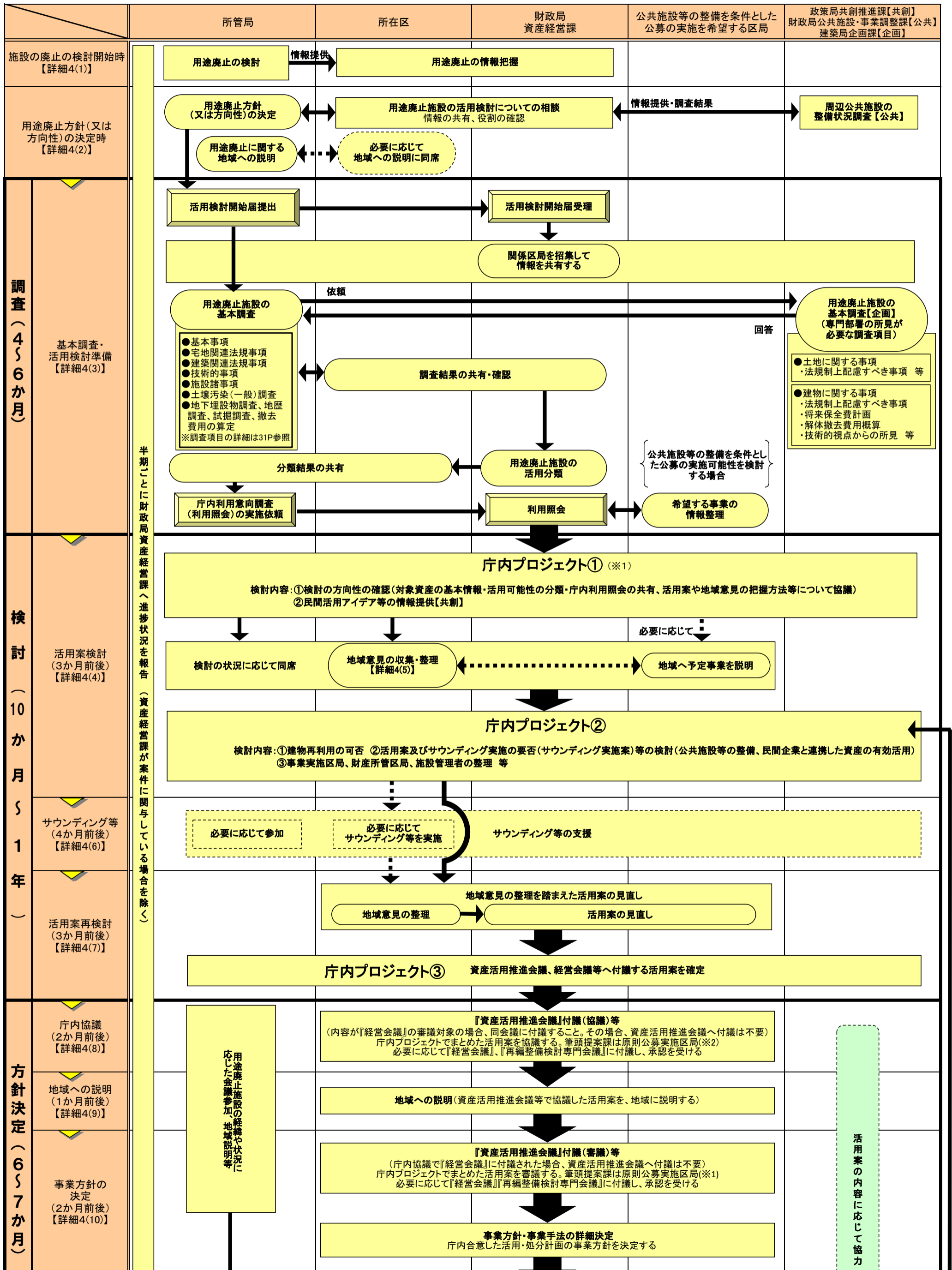


## 5 仮に学校統合を行わない場合の二谷小学校の建替えイメージ

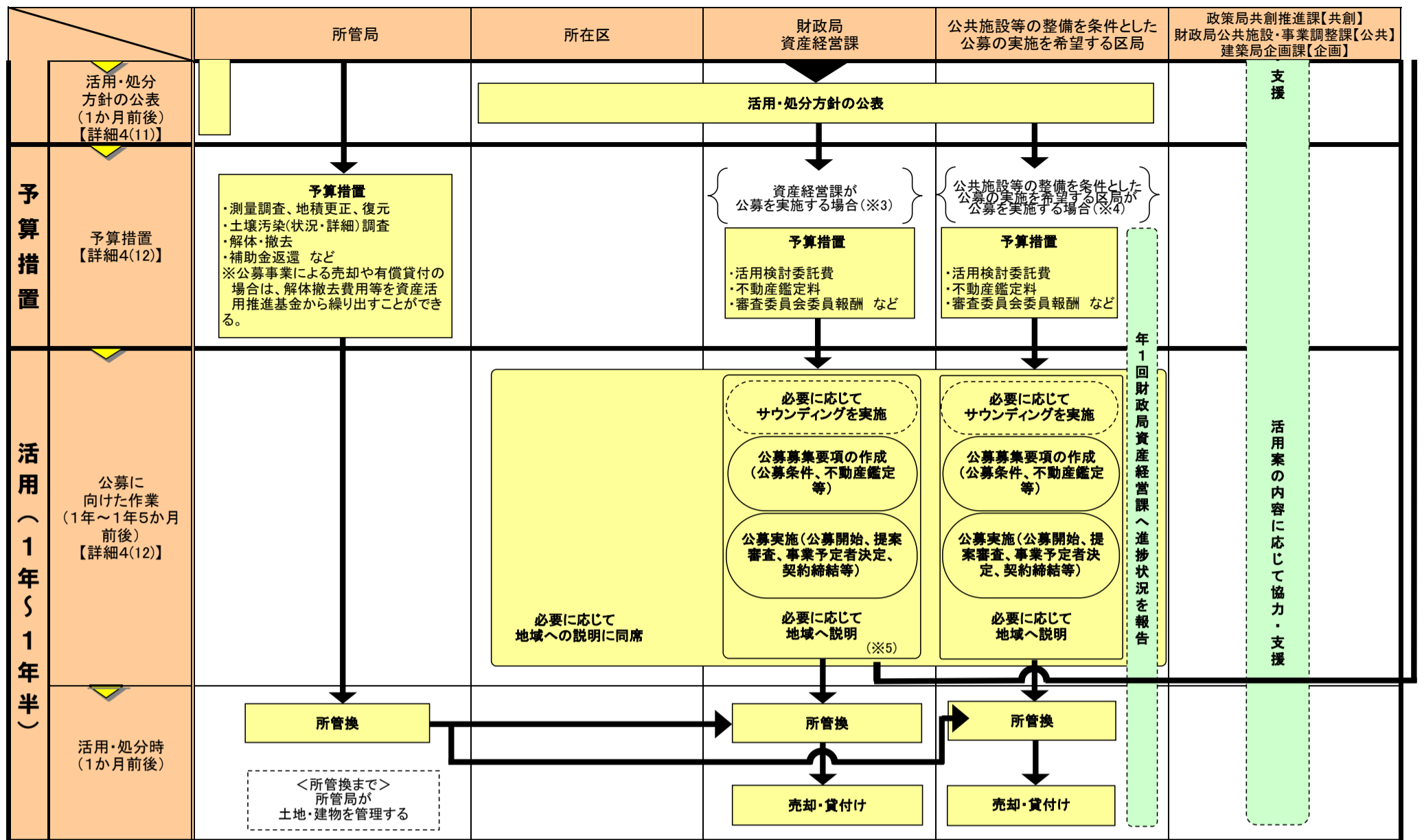
別紙参照

### 3 作業フローと役割分担

#### (1) 公募により処分・貸付けする場合







※1 事務局:資産経営課

構成メンバー:公募実施局、所在区、政策局共創推進課、公共施設・事業調整課、所管局及びその他関係区局

(関係区局については資産活用推進部会メンバーを中心に事務局が案件ごとに必要と思われる区局へ出席を求める)

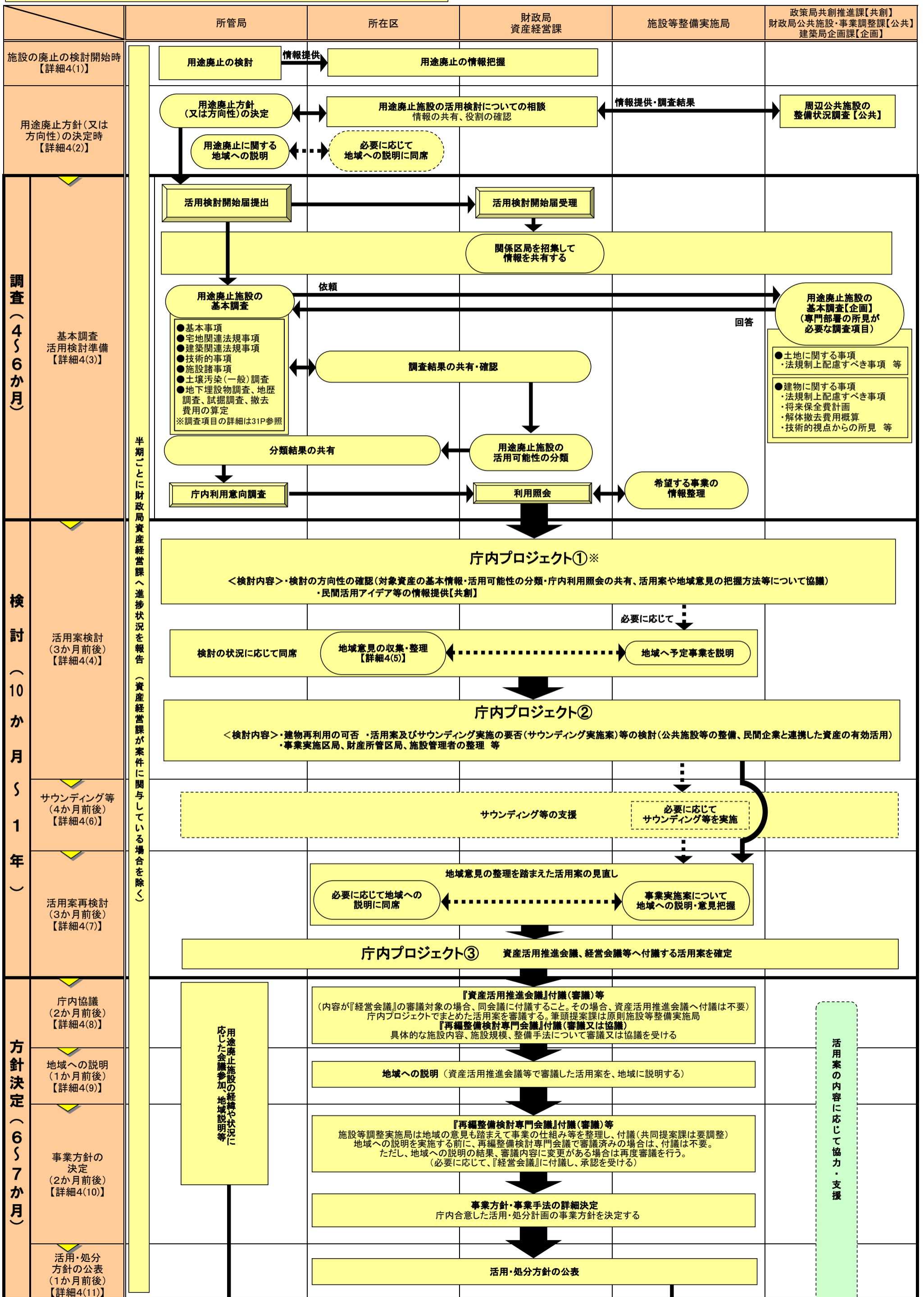
※2 公募は、土地取得の経緯や活用の経緯などの制約があるものについては所管局が対応することとし、公共施設等の整備を条件とした公募は、施設等整備局において行うことができる。

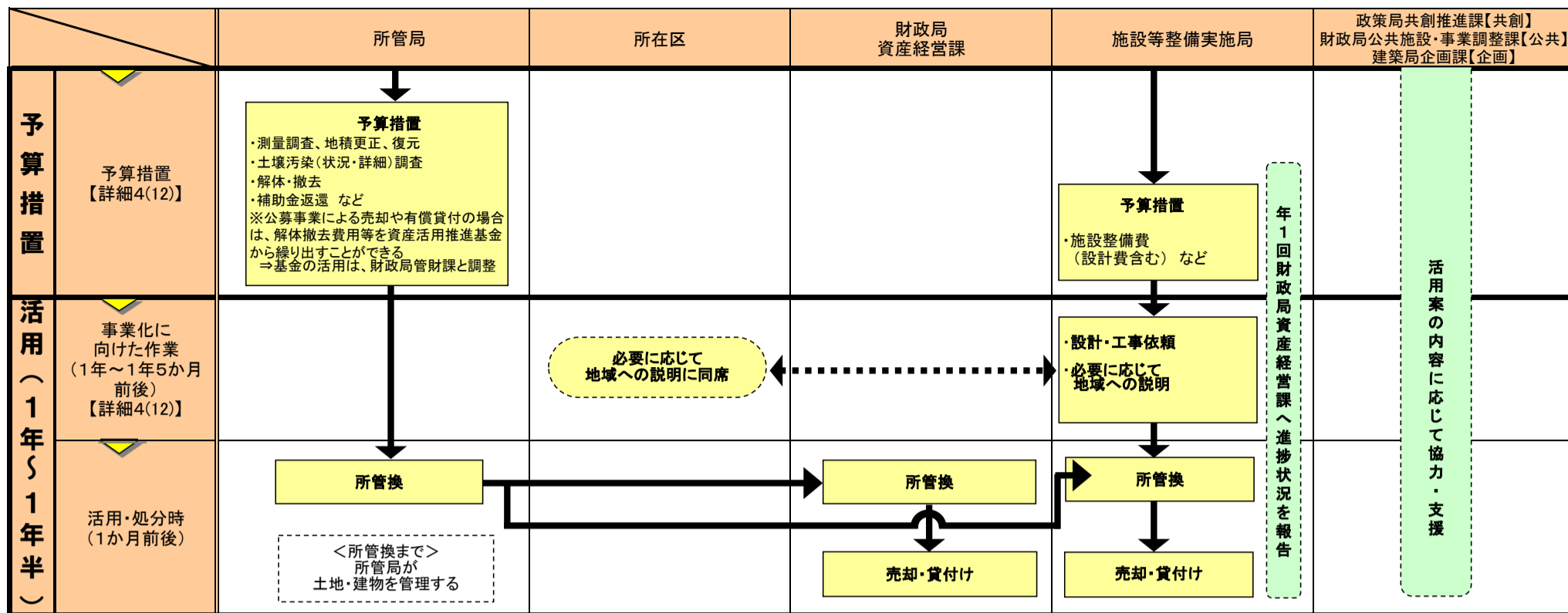
※3 公共施設等の整備を条件とした公募を財政局資産経営課において実施する場合、事業化に向けた作業には当該施設の事業区局と連携して取り組む。

※4 所管局が公募を実施する場合は、予算措置以降、「事業局において公募を実施する場合」のフローに記載された役割も担当する。

※5 公募を実施したが、処分まで至らなかった場合は、庁内プロジェクトによる検討へ戻る。

(2) 公共施設・市民利用施設の整備を行う場合

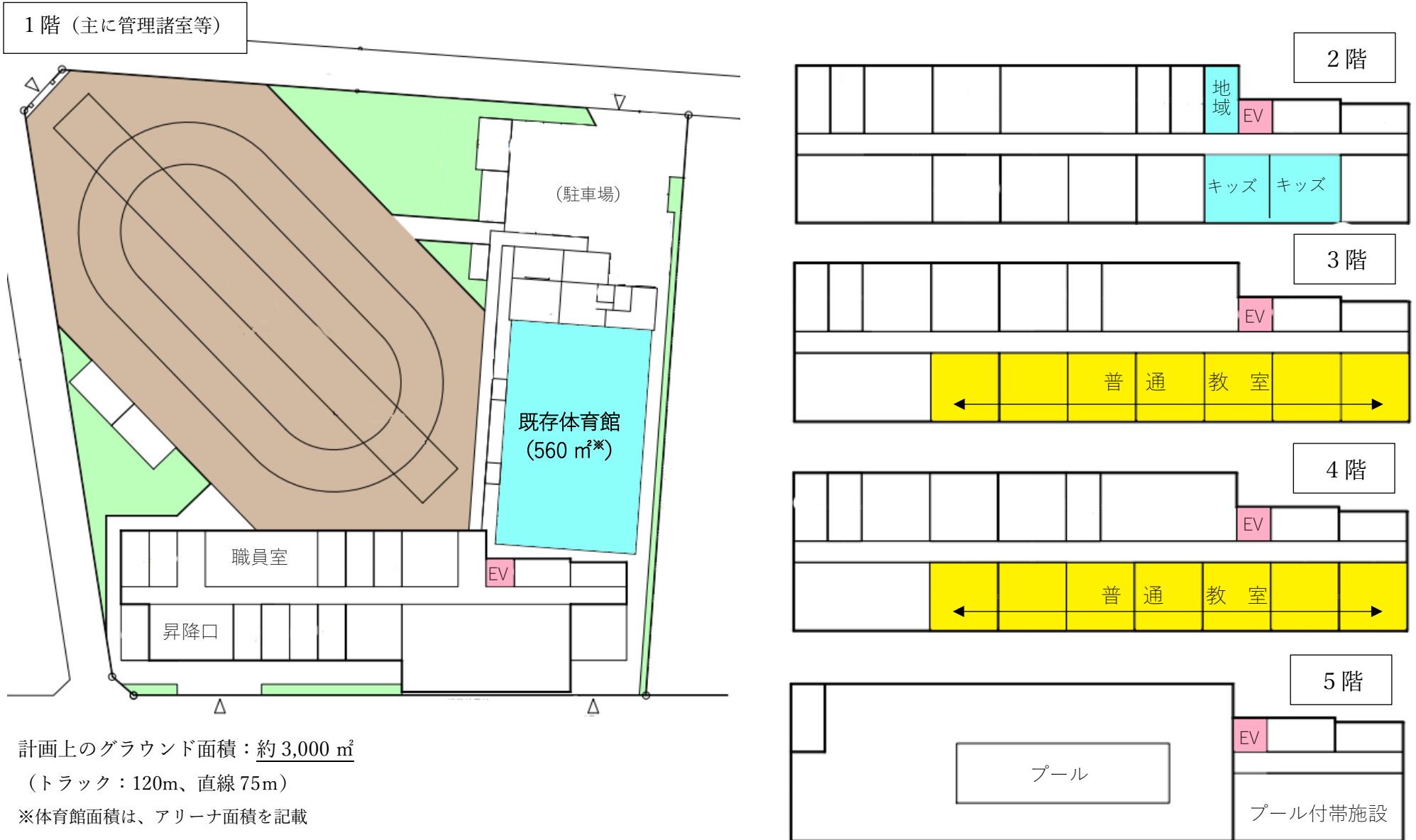




※ 事務局:資産経営課  
 構成メンバー:施設等整備実施局、所在区、政策局共創推進課、公共施設・事業調整課、所管局及びその他関係区局  
 (関係区局については資産活用推進部会メンバーを中心に事務局が案件ごとに必要と思われる区局へ出席を求める)

仮に学校統合しなかった場合の二谷小学校の建替えイメージ (普通教室 14 学級想定)

この資料は、簡易的に規模等の検討を行った際の資料です。詳細な検討により、変更となる可能性があります。



計画上のグラウンド面積：約 3,000 m<sup>2</sup>

(トラック：120m、直線 75m)

※体育館面積は、アリーナ面積を記載



# 横浜市立小・中学校の通学区域制度 及び学校規模に関する基本方針

2018（平成30）年12月

横浜市教育委員会

## はじめに

本市では昭和 40 年代から 50 年代にかけての人口急増期に、約 250 校の小・中学校を新たに設置してきた。しかし、全国的な少子化を受け、児童生徒数が減少した地域も多くなっており、一方で、近年の大規模マンションの建設等により、児童生徒数が急増している地域も見受けられる。

こうした児童生徒の居住分布の偏在に伴い、学校規模に不均衡が生じ、併せて通学区域に関する課題を抱える地域も発生してきた。このような状況を踏まえ、本市では 2010（平成 22）年 12 月に「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針（以下、基本方針）」を策定し、基本方針に基づき通学区域の変更や弾力化、学校統合、学校新設等による学校規模の適正化方策に取り組んできた。

現在も基本方針に基づき適正化を推進しているが、取組を進める中で、基本方針では解決できない課題や学校施設に関する新たな課題等も発生してきている。また、基本方針を策定してから 7 年以上経過しているため、時代のニーズに合わせた方策も必要となっている。

そこで、基本方針に基づき推進してきた事業の振り返りや現在の状況などを考慮したうえで、基本方針の見直しを行うため、教育委員会より、学識経験者や保護者代表、地域代表、学校関係者等からなる附属機関の「横浜市学校規模適正化等検討委員会（以下、検討委員会）」に諮問し、基本方針の見直しについて、延べ 6 回の検討委員会で議論を行った。議論の内容については、2018（平成 30）年 7 月に答申として教育委員会へ提出された。

この検討委員会の答申を踏まえ、市立小・中学校の教育水準の維持向上を引き続き図るため、このたび、基本方針を改訂する。

基本方針では、児童生徒の教育環境の改善に向けて、少子化により今後見込まれる児童生徒数の減少や他の教育施策、厳しい財政状況等を踏まえたうえでの考え方を示した。これからの子どもたちにとって、大きな教育効果が得られるよう、基本方針に基づき事業を推進する。

# 目 次

<b>I 基本方針の目的と位置付け</b> . . . . .	3
1 基本方針の目的	
2 基本方針の位置付け	
<b>II 背景</b> . . . . .	4
1 児童生徒数の推移	
2 小規模校、準適正規模校(従前:大規模校)、過大規模校の推移	
(1) 小規模校の推移	
(2) 準適正規模校、過大規模校の推移	
3 学校施設の建替えの必要性	
(1) 現状	
(2) 「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」について	
4 学習指導要領の改訂	
5 横浜市学校規模適正化等検討委員会の設置	
(1) 横浜市学校規模適正化等検討委員会	
(2) 部会	
<b>III 課題</b> . . . . .	9
1 通学区域制度の課題	
(1) 通学区域について	
(2) 通学距離について	
(3) 通学区域の弾力化について	
2 学校規模の適正化に係る課題	
(1) 適正な学校規模の考え方について	
(2) 小規模校の対策について	
(3) 過大規模校の対策について	
<b>IV 通学区域制度</b> . . . . .	12
1 通学区域制度の法的根拠	
2 通学区域制度の基本的な考え方	
3 通学区域設定にあたっての考え方	
4 通学区域の適正化方策	
5 遠距離通学支援策についての考え方	
6 通学区域の弾力化	
<b>V 適正な学校規模について</b> . . . . .	16
1 適正な学校規模の考え方	
2 学校規模の適正化方策	
(1) 基本的な考え方	
(2) 小規模校対策について	
(3) 過大規模校対策について	
<b>VI その他の方策についての考え方</b> . . . . .	20
1 適正化方策の推進	
2 情報の提供	
3 基本方針の見直し	

# I 基本方針の目的と位置付け

## 1 基本方針の目的

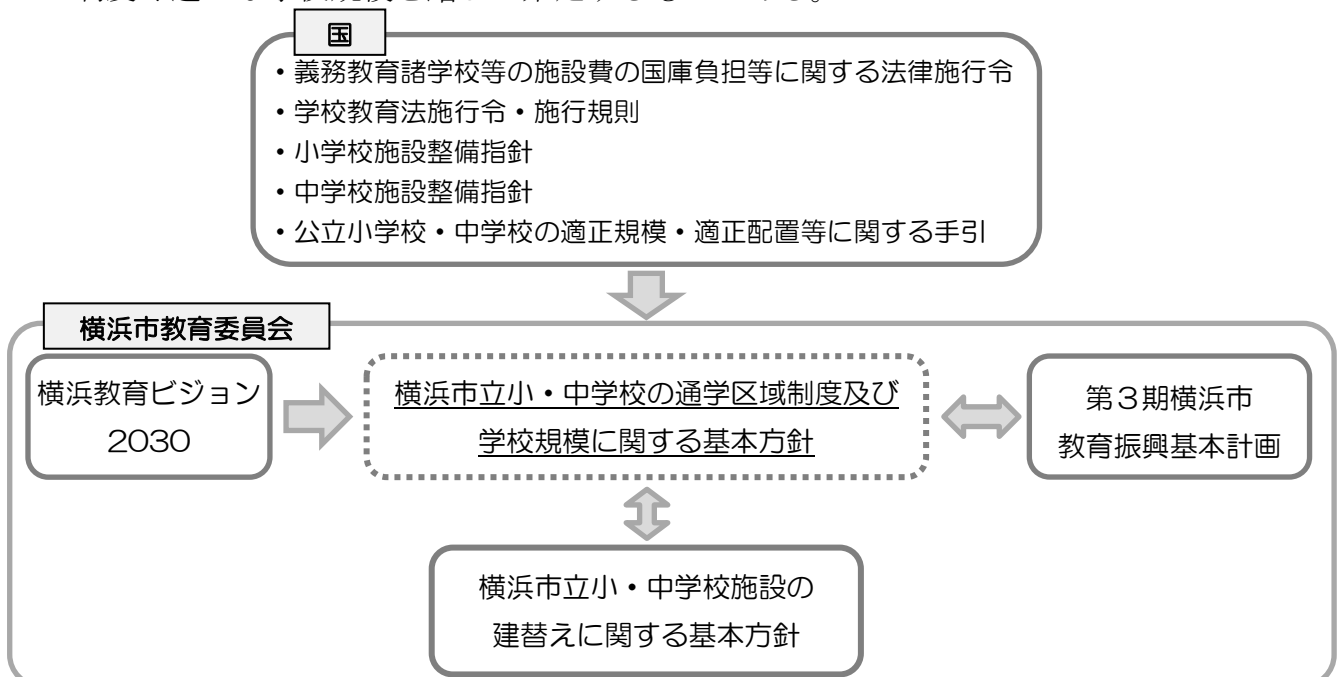
本市では、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校あわせて 509 校（2018 年度時点）の市立学校を設置している。このうち児童生徒数が増加したことにより新設した小・中学校も、少子化により児童生徒数は減少の傾向にある。一方で、近年の大規模マンションの建設等により、児童生徒数が急増している小・中学校もあり、児童生徒の居住分布の偏在等により通学区域の調整が必要となっている。

本基本方針は、市立小・中学校の通学区域制度や適正な学校規模について定めるとともに、通学区域の調整や学校統合、学校新設など、小規模校の適正規模化や過大規模校の対策等についての考え方を示すことで、子どもたちの教育環境の改善に資することを目的とする。

## 2 基本方針の位置付け

横浜の教育が目指す人づくり、横浜の教育が育む力及び横浜の教育の方向性を示す「横浜教育ビジョン 2030」では、「横浜の教育の方向性」において、豊かな教育環境を整えることとしている。本基本方針は、「横浜教育ビジョン 2030」の実現に向けて、児童生徒が安全・安心でより良い環境の下に教育を受けられるよう、児童生徒数の減少や、急増地域への対応による学校規模の適正化等、具体的な方策の方向性を示すものである。

また、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」、「学校教育法施行令・施行規則」や文部科学省の定める「小学校施設整備指針」、「中学校整備指針」、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」等で示される通学区域制度や適正な学校規模を踏まえ策定するものである。





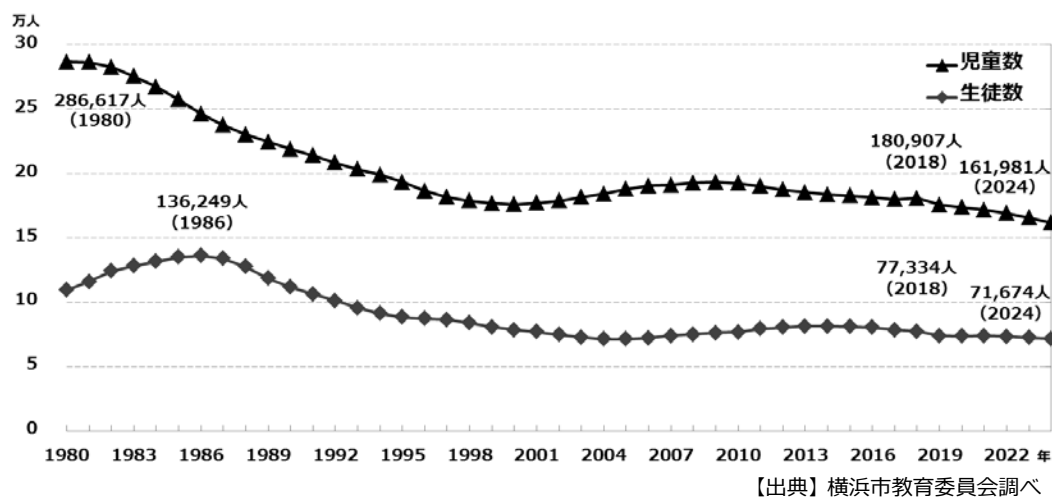
## Ⅱ 背景

### 1 児童生徒数の推移

市立小・中学校の児童数は1980（昭和55）年度、生徒数は1986（昭和61）年度をピークに減少している。2018（平成30）年度には児童数180,907人、生徒数77,334人となっており、ピーク時と比べると児童数は約63%、生徒数は約57%程度となっている。また、義務教育人口推計（2018年度時点）によると、2024（平成36）年度には児童数161,981人、生徒数71,674人となり、更なる減少が見込まれている。

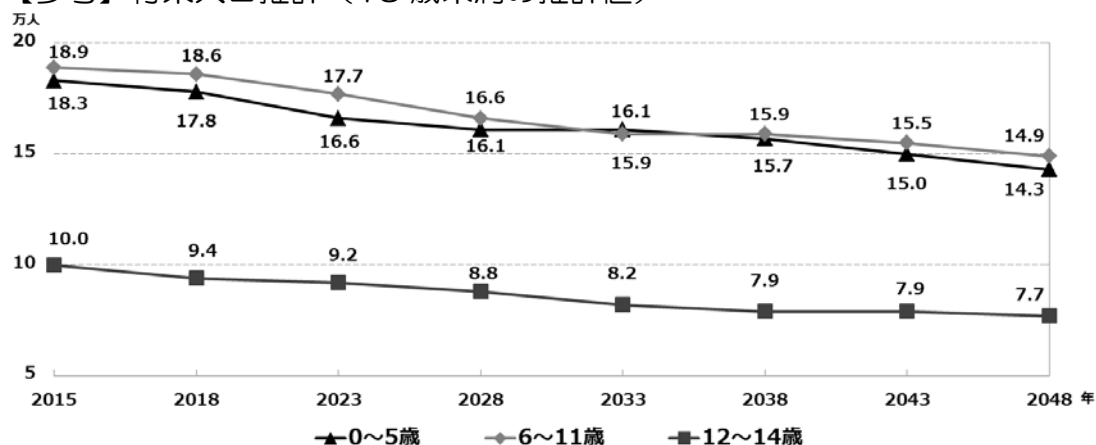
なお、長期的な推計の「横浜市将来人口推計」によると、今後も学齢期人口の減少が続き、2048年には現在（2018年）と比べ約2割の減少が見込まれている。

〈市立小・中学校の児童生徒数の推移〉



（注）2018（平成30）年度までは5月1日時点の実数値で個別支援学級を含む、2019（平成31）年度以降は義務教育人口推計（2018年度時点）に基づく推計値で個別支援学級を除く。

【参考】将来人口推計（15歳未満の推計値）



横浜市政策局作成「横浜市将来人口推計（2017年12月）」より作成

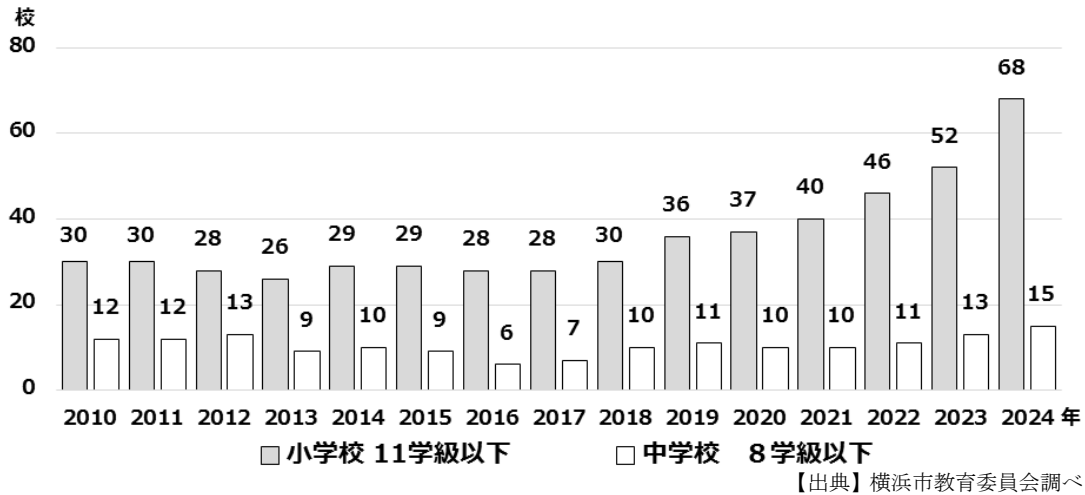
2015（平成27）年国勢調査の結果を基準とした、コーホート要因法（出生・死亡・転出入を個別に推計し合算）による2048年までの推計値。

## 2 小規模校、準適正規模校（従前：大規模校）、過大規模校の推移

### (1) 小規模校の推移

小規模校については、学校規模の適正化の取組を進めてきたことで、小・中学校ともおおむね一定の学校数で推移している。しかし、今後は、中学校についてはおおむね横ばいの学校数で推移するが、小学校については増加し、2024（平成 36）年度には 68 校になると見込まれている。

〈小規模校数の推移〉

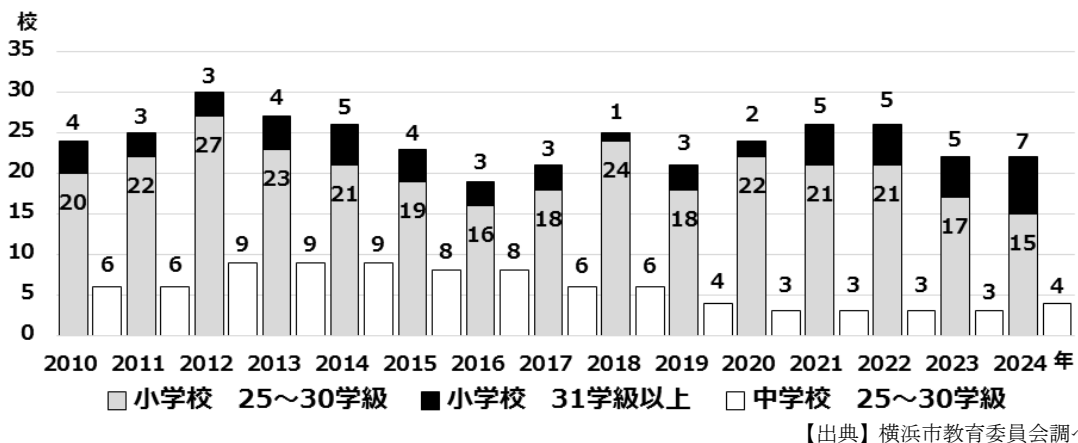


(注) 2018（平成 30）年度までは 5 月 1 日時点の実数値、2019（平成 31）年度以降は義務教育人口推計（2018 年度時点）に基づく推計値。

### (2) 準適正規模校、過大規模校の推移

義務教育人口推計（2018 年度時点）では、今後、小・中学校の児童生徒数は緩やかな減少傾向にあるが、児童生徒数の急増する地域などもあるため、引き続き、一定数の準適正規模校、過大規模校が存在すると見込まれている。

〈準適正規模・過大規模校数の推移〉



(注) 2018（平成 30）年度までは 5 月 1 日時点の実数値、2019（平成 31）年度以降は義務教育人口推計（2018 年度時点）に基づく推計値。なお、期間中 31 学級以上の中学校はありません。

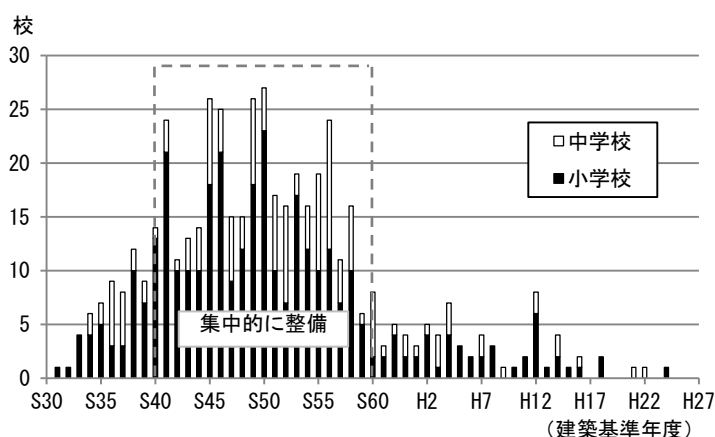
### 3 学校施設の建替えの必要性

#### (1) 現状

本市では、学齢期人口の急増に対応し、昭和40年代から50年代にかけて集中的に学校施設を整備している。全国的には築40年ほどで建替えを行っているが、本市における現状では6割以上の学校が築後40年を経過している状況にある。10年後には、この割合は9割近くになると見込まれており、老朽化対策の必要がある。

また、本市の小・中学校施設のほとんどが現行の整備の基準を下回っている状況にある。大規模な住宅開発等により、頻繁に増築が行われており、グラウンドの面積は、全国の政令指定都市や東京都区部と比べても最低水準にあるほか、当初の施設配置と異なり、非効率な施設状況となっている学校が多くある。

#### 【参考】市立小・中学校の建設年度



【出典】横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針

#### (2) 「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」について

2017（平成29）年5月に策定された「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」では、1981（昭和56）年度以前に建設された学校施設を対象とし、地域住民の声を反映しながら1校1校最善の形で建替えを進めていくこととしている。

前述の方針では、建替校選定の考え方として、築年数の古い学校から行うこと、全面建替えを基本とすることなどを定めている。また、より良い教育環境の整備を目指し、最新の整備の基準や仕様を基に施設計画を行い、建物及びグラウンド等の必要面積を確保するため、建物の高層化等を検討することとしている。

また、建替校の選定においては、「学校統合」や「機能改善」、「複合化」の視点からも必ず検討し、効率性や事業効果を総合的に考え、学校施設の建替えを進めることとしている。特に「学校統合」については、学校施設の建替えと併せて行うことで、統合後の教育環境の大幅な改善に加えて、建替中に一方の学校を仮校舎として使用するなど、工事によって学校施設の使用が制限される期間の短縮及び機能の維持を図る考えが示されている。

## 4 学習指導要領の改訂

学習指導要領は、時代の変化や児童生徒の状況、社会の要請等を踏まえ改訂されてきており、教育活動の更なる充実が図られている。

2020（平成32）年度より小学校、2021（平成33）年度より中学校において全面実施となる今回の改訂では、知識の理解の質を高め、資質や能力を育む『主体的・対話的で深い学び』を目指し、『何ができるようになるか』を明確化するとしている。また、新学習指導要領の総則解説では、学校教育には、児童生徒が様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことが求められていると述べられており、「横浜教育ビジョン2030」や「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領 総則・総則解説」でも多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を進めていく旨が記載されている。

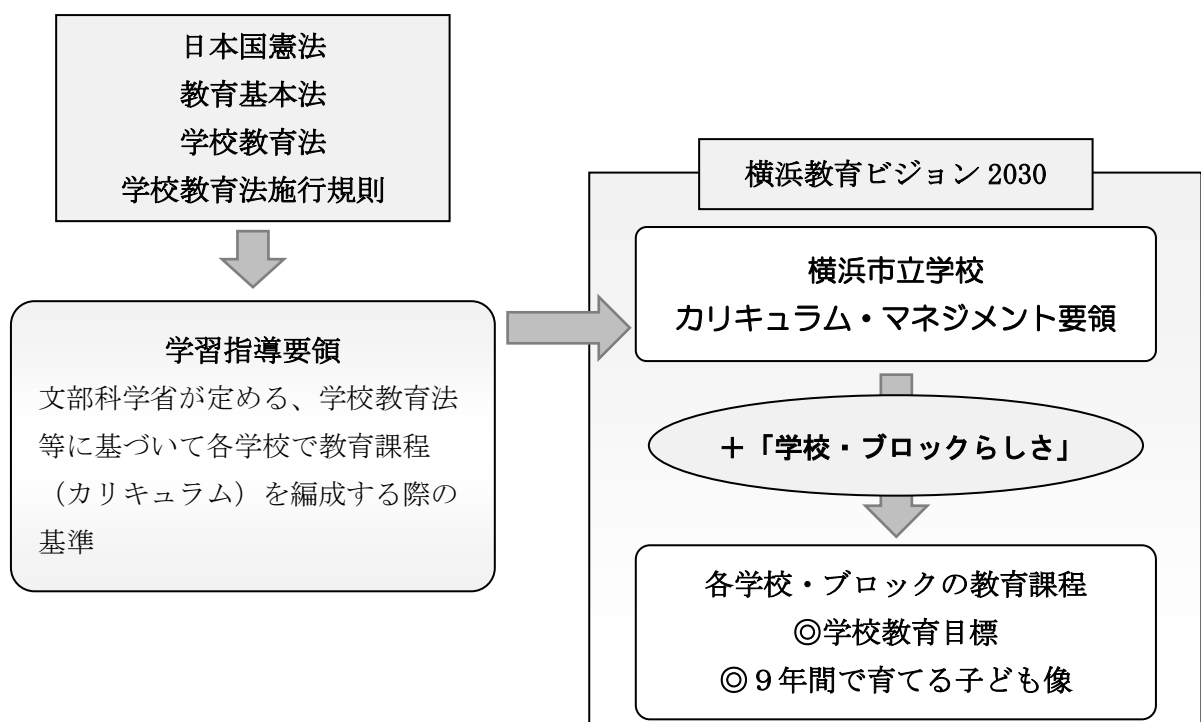
このように、これからの学校教育には、人と人との関わり合いを大切にしながら多様性を認め、協働性を発揮して自己実現を図る子どもの育成が求められている。

このことから、各学校においては、多様な人間関係を構築する環境を、学校内外において意図的に創出することが期待されている。

また、児童生徒の資質や能力を着実に育むためのきめ細やかな指導を組織的かつ効果的に展開するために、小学校では一部教科分担制を導入して学年経営を強化したり、中学校では生徒一人ひとりの関心や意欲に応じた指導を工夫したりするなど、学校教育の充実を図る必要がある。そのためには、一定程度の学級数が求められる。

### 【参考】「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」の位置付け

「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」とは、「横浜教育ビジョン2030」の理念を踏まえ、『横浜の教育が目指す人づくり』を実現するため、教育課程に関する横浜市教育委員会の基準として策定されたものである。



【出典】横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領 総則・総則解説

## 5 横浜市学校規模適正化等検討委員会の設置

### (1) 横浜市学校規模適正化等検討委員会

横浜市立小・中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域の適正化及び弾力化並びに規模の適正化を推進するなどの目的で、教育委員会の附属機関として、「横浜市学校規模適正化等検討委員会条例」(2013年9月施行、以下条例)に基づき横浜市学校規模適正化等検討委員会を設置している。

所掌事務のうち、市全体にかかわること、基本的な考え方については、横浜市学校規模適正化等検討委員会において検討し、各地域の具体的な調査審議については、条例第8条により、必要に応じて、部会を設置して検討することとしている。

#### 横浜市学校規模適正化等検討委員会条例

第2条(所掌事務)より一部抜粋

1 委員会は、教育委員会の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、小中学校等に関する次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

(1) 通学区域、規模、配置等の基本的な事項に関すること。

(2) 通学区域の適正化及び弾力化に関すること。

(3) 規模の適正化に関すること。

(4) 配置に関すること。

(5) その他教育委員会が必要と認める事項。

第8条(部会)より一部抜粋

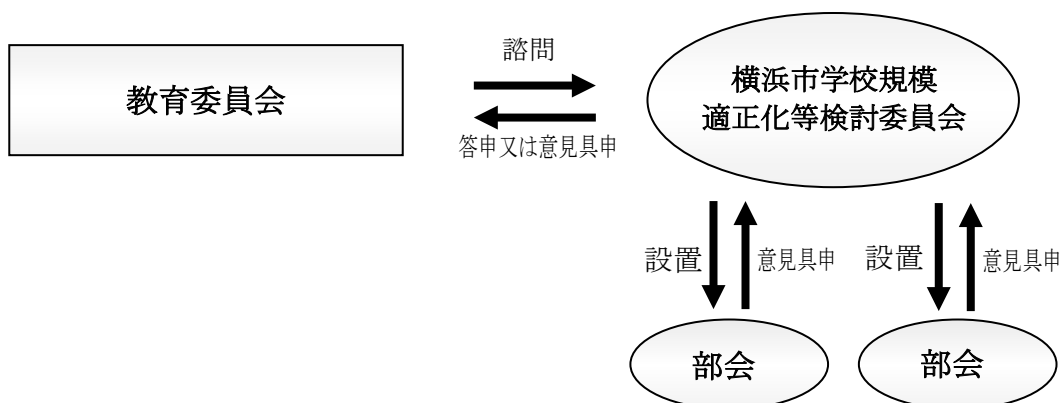
1 委員会に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員30人以内をもって組織する。

### (2) 部会

小規模校及び過大規模校対策については、地域状況を考慮した具体的な学校規模の適正化等の検討を行うことを目的とし、必要に応じて、保護者や地域関係者、学校長等により構成される部会を設置している。

小規模校については、通学区域の変更や弾力化等について検討し、実施できない場合や実施によっても課題が解消しない場合には、学校統合について検討している。過大規模校については、通学区域の変更や弾力化及び分離新設等について検討している。



## Ⅲ 課題

### 1 通学区域制度の課題

#### (1) 通学区域について

児童生徒が住所によって指定された学校に通学できるよう、通学区域を設定しているが、地域コミュニティとの関係や行政区、小中一貫教育の推進にあたり、小・中学校の通学区域が一致しない問題などに対し、その解消に向けた対策が必要である。

ただし、通学区域を検討するにあたっては、長年にわたって通学区域が地域に定着していることに配慮する必要がある。

#### (2) 通学距離について

これまでの基本方針では、徒歩での通学を前提に、児童生徒の体力や通学安全、生活への影響を考慮し、望ましい通学距離は、小学校では片道おおむね2キロメートル以内、中学校では片道おおむね3キロメートル以内としている。

この考え方に基づき、これまで望ましい通学距離となるように通学区域変更などの諸方策を進めてきた。

しかし、このような方策を講じても、指定校までの通学距離が望ましい通学距離を超えてしまうケースや、学校統合の実施に伴い、複数の学校の通学区域を1つの通学区域とすることにより、統合校の通学区域が望ましい通学距離を超えてしまうケースが発生している。

特に今後、学校統合等による学校施設の建替えに伴い、一時的に他の施設を活用する場合、望ましい通学距離を著しく超えることも考えられる。

#### (3) 通学区域の弾力化について

これまで基本方針に基づき、保護者や地域住民の信頼に応える学校づくりを推進し、学校選択の機会を拡大する観点から、通学区域の一層の弾力化を推進してきた。

特別調整通学区域制度については、学校規模の適正化や地域コミュニティ等との整合性を図るため、設定区域は拡大している。指定地区外就学許可制度については、特別調整通学区域の設定区域の拡大などにより、利用者数は減少傾向にある。引き続き、各制度の認知度を高めるため、制度の周知に取り組む必要がある。

一方で、通学区域特認校制度については、制度創設時と比較して指定校数や申請者数ともに減少しており、制度の見直しが必要である。

また、学校選択制については通学区域の弾力化の一方策として検討すべきものであるが、住所によって就学すべき学校を指定する通学区域制度を基本とする中で、その目的を明確に位置づけることや、保護者や地域住民のニーズの把握及び先行導入した他都市の事例なども踏まえ、今後、具体的な方策を検討する必要がある。

## 【参考】本市がこれまでに推進してきた通学区域の弾力化の制度内容

### ◎特別調整通学区域制度

学校の施設及び通学路の状況等を考慮し、指定校（正規校）又は教育長が定める指定校以外の学校（受入校）のいずれかを選択できる制度。

### ◎指定地区外就学許可制度

児童生徒に個々の事情がある場合には、住所によって指定された学校以外の学校に通学することができる制度で、特定の理由に該当する場合に適用される。学校の施設状況等により受入が困難な場合もある。

### ◎通学区域特認校制度

基礎・基本の習得など、必要な教育水準を備えたうえで、新たな取組を実践している学校「PSY:パイオニアスクールよこはま（2013年度をもって事業終了）」の指定を受けた実績があり、引き続き特色ある教育を実践していく学校の中から、各学校からの発意や施設状況等により教育委員会が通学区域特認校として指定。保護者が、真にその通学区域特認校の有する特色の中で児童生徒に教育を受けさせたいという場合に、通学区域外から通学状況等の条件について考慮したうえで、その通学区域特認校への就学を認める制度。

## 2 学校規模の適正化に係る課題

---

### (1) 適正な学校規模の考え方について

今後の児童生徒数の推移を踏まえ、これまでの基本方針で定められている学校規模の考え方について、改めて確認する必要がある。

これまでの基本方針においては、諸施策の推進にあたり、小・中学校において12～24学級を「適正規模校」として位置付けている。また、学校規模が適正規模の範囲にある場合でも、教室不足により仮設校舎を設置しているなどの場合、その解消を含めた対策の検討が必要である。

また、小・中学校において、25～30学級をこれまで「大規模校」と位置付けていたが、特別教室等が充足している場合には、適正規模校と遜色ない教育活動を進めることができるとしており、「大規模校」の考え方についても検討が必要である。

### (2) 小規模校の対策について

今後、少子化に伴い小規模校は増加すると見込まれているが、これまでの基本方針に基づいた小規模校対策では、小規模校の解消が困難な地域が多くなることが予想される。

## 《これまでの小規模校の対策における課題》

### ① 学校統合を実施すると望ましい通学距離を超える

これまでの学校統合では、望ましい通学距離（小学校片道おおむね2キロメートル以内、中学校片道おおむね3キロメートル以内）を超えない範囲で検討が進められてきたため、望ましい通学距離を超える学校において学校統合が進んでいない。

### ② 学校統合の対象となる小規模校等がない

これまで学校統合により、統合校の学校規模が恒常的に25学級以上となるような場合については、学校統合の対象から除くこととしていたため、適正規模化が進まない地域がある。

### ③ 学校施設の規模に限界がある

既存の学校の施設規模で、統合校において児童生徒を受け入れられない場合には、学校統合を進めることが難しくなっている。学校統合により、少人数指導で活用している多目的教室などの教育上必要な諸教室を確保することが困難になり、学校統合が進まない地域がある。

## (3) 過大規模校の対策について

今後減少すると見込まれる児童生徒数の推移を踏まえ、人口急増が一過性である場合等の対応としては、これまでの分離新設等による対応策だけではない、過大規模校の対策の検討が必要となっている。

なお、新たな都市計画や住宅開発等によって、児童生徒数が急増している学校については、これに対応するための教室の内部改修や校舎の増改築を行うスペースの確保ができない場合があることから、施設の整備によらない対応策の検討が必要である。



## IV 通学区域制度

### 1 通学区域制度の法的根拠

学校教育法施行令第5条第2項により、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校及び義務教育学校の数の合計数が2以上である場合又は当該市町村の設置する中学校及び義務教育学校の数の合計数が2以上である場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定しなければならない。」と定められている。これを受けて、「横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則」により、通学区域を定め、これに基づき就学すべき学校を指定している。

### 2 通学区域制度の基本的な考え方

これまでの通学区域制度は、義務教育について、その適正な規模の学校と教育内容を保障し、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的としている。

文部科学省の定める「小学校施設整備指針」及び「中学校施設整備指針」（2016年3月）においても、通学距離の長距離化による児童生徒の負担や、隣接校の学校規模・通学区域、児童生徒の居住分布、通学経路の安全性等に配慮することが望ましいとしている。

本市では現在、「学校運営協議会」を設置する学校が増加するなど、保護者、地域、学校及び教育委員会が一体となって「地域とともにある学校づくり」を推進している。また、学校が、地域コミュニティの場としての役割を高く担っている現状において、学校に通う児童生徒が自分達の生活圏の中で学校を捉え、同じ地域の中で成長していくことが重要となっていることから、今後も、これまでと同様に、住所によって就学すべき学校を指定する通学区域制度を基本とする。

その上で、指定校が必ずしも直近校ではないなど、通学距離に関する問題や、地域コミュニティの関係として、同一自治会・町内会の児童生徒が同一の学校に通えない、あるいは小学校の通学区域が複数の中学校の通学区域にまたがっている、通学区域が複数の行政区にまたがっているなどの問題、また保護者等から一層の弾力化を望む声が多くある。このような通学区域に関する問題を解消し、児童生徒の教育環境を改善するため、通学区域の変更や弾力化の方策を、保護者や地域住民等の理解や協力を得ながら進めていく必要がある。

#### 【参考】学校運営協議会

学校運営協議会は、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することを通じて、地域とともにある学校をつくとともに、より良い教育の実現を目的に設置する合議制の機関である。

<学校運営協議会の主な役割>

- ・「校長の作成する学校運営の基本方針を承認する」
- ・「学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるができる」
- ・「教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができる」

### 3 通学区域設定にあたっての考え方

「学校規模」、「通学距離」、「通学安全」を基本としつつ、「地域コミュニティとの関係」や「行政区」、「小学校・中学校の通学区域」を総合的に配慮して設定する。

設定にあたっては道路、鉄道、河川等で地形的に通学区域が区分されていることが望ましい。

#### ① 学校規模

小規模な学校と大規模な学校が隣接するなど、学校規模に不均衡が生じている場合は、各学校が適正規模となるように、通学区域の設定・変更等を検討する。

#### ② 通学距離

本市では、市域の大半が市街地であり、その道路交通事情等の状況を踏まえると、自転車通学は難しいことから、徒歩による通学を原則とする。徒歩での通学を前提に、児童生徒の体力・通学安全などを総合的に勘案し、望ましい通学距離は、小学校では片道おおむね2キロメートル以内、中学校では片道おおむね3キロメートル以内とする。

##### 【参考】国の通学距離の考え方

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条

(適正な学校規模の条件)

第1項第2号「通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。」

第3項「統合後の学校の(中略)通学距離が第1項(中略)第2号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該(中略)通学距離は、同項(中略)第2号に掲げる条件に適合するものとみなす。」

#### ③ 通学安全

児童生徒の通学時における安全を確保するため、道路交通事情をはじめとする通学路の安全環境を見極めた上で、関係区局で連携し、通学区域の設定や変更等を検討する。

#### ④ 地域コミュニティ(自治会・町内会等)や行政区

自治会・町内会区域を分割する通学区域において、地域からまとまった要望が出た場合は、同一の自治会・町内会の児童生徒が同一の学校に通学することができるようにするなどの見直しを検討する。また、通学区域の設定・変更等にあたっては、行政区境との関係にも配慮する。

#### ⑤ 小学校・中学校の通学区域

小学校の通学区域が2校以上の中学校の通学区域に分かれている場合で、同一中学校への進学者が極端に少なくなる際には、多数の進学者と同一の中学校に就学できるように通学区域の設定や変更、又は特別調整通学区域の設定等を検討する。

さらに、小中一貫教育の推進を考慮した通学区域の設定や変更等を検討する。

## 4 通学区域の適正化方策

「通学区域の変更」、「特別調整通学区域の設定」を基本として調整し、適正化を進める。

### ① 通学区域の変更

通学距離、通学安全、地域コミュニティとの関係、行政区、小学校・中学校の通学区域、学校の施設状況による受入れ能力等に支障がない場合、通学区域の変更により適正化を図ることを基本とする。

### ② 特別調整通学区域の設定

通学区域の変更が諸事情により難しい場合は、特別調整通学区域の設定を検討する。

### ③ その他の方策

通学距離や通学安全に関する課題が通学区域の変更や特別調整通学区域の設定で解消できない場合、又は諸事情によりその変更や設定ができない場合には、状況に応じた支援策等も検討する。

今後、学校統合やその他状況の変化に対応し、通学距離や通学安全に影響を及ぼす可能性がある場合は、地域状況に応じた支援策等についても検討する。

## 5 遠距離通学支援策についての考え方

学校統合等による通学区域の拡大や、学校施設の建替えに伴い一時的に他の施設を活用する期間に、望ましい通学距離を著しく超える場合、例外的な対応として、遠距離通学支援策の検討が必要である。また、検討にあたっては、通学距離だけでなく、個別の事情も考慮する必要がある。

## 6 通学区域の弾力化

保護者や地域住民の信頼に応える学校づくりを推進し、学校選択の機会を拡大していく観点から、学校運営や地域コミュニティに配慮しつつ、通学区域の弾力化を推進する。

### ① 特別調整通学区域制度

通学区域の適正化や、保護者や地域の要望、地域コミュニティとの整合性の確保などの観点から、特別調整通学区域の設定の検討を進める。

### ② 指定地区外就学許可制度

これまで許可基準の緩和や申請手続きの簡素化を図ってきたが、今後も引き続き制度を周知するとともに、必要に応じて許可基準の見直しを検討する。

### ③ 通学区域特認校制度

制度創設時と比較して指定校数や申請者数ともに減少しているため、制度の見直しが必要である。

#### ④ 学校選択制

通学区域の調整をはじめ、特別調整通学区域制度、指定地区外就学許可制度、通学区域特認校制度など、学校選択の機会を拡大する観点から通学区域の弾力化を推進しているが、現行の通学区域制度では、児童生徒や保護者からの要望に十分に答えられていない面がある。

そこで、これらの状況を総合的に勘案し、学校運営や地域コミュニティに大きく影響しない範囲で、従来実施してきた制度に併せて、一定の制限を設けた上で更なる学校選択機会の拡大を図るための新たな方策としての学校選択制については、他都市事例の研究や、保護者や地域住民、学校関係者などからの意見及びニーズを把握して引き続き検討を進める。

## V 適正な学校規模について

### 1 適正な学校規模の考え方

適正な学校規模の考え方については、国における「学校教育法施行規則」や「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」にて考え方が示されており、小・中学校ともに 12～18 学級を標準としている。また、望ましい学級数の考え方として、小学校では全学年でクラス替えが可能な 12 学級以上、中学校では全ての授業で教科担任による学習指導を行うため、少なくとも 9 学級以上を確保することが望ましいとしている。

本市においては、教育効果との相関、教員配置など教育指導面における充実や管理運営面、学校施設・設備の効率的利用などから総合的に判断し、小・中学校では 12～24 学級を「適正規模校」とし、小学校で 11 学級以下、中学校で 8 学級以下を「小規模校」、中学校における 9～11 学級を「準小規模校」、小・中学校で 25～30 学級を「準適正規模校」、31 学級以上を「過大規模校」とする。

	11		12	24		25	30	31 (学級数)
小学校	小規模校		適正規模校	準適正規模校		過大規模校		
中学校	小規模校	準小規模校		準適正規模校		過大規模校		
	8	9	11	12	24	25	30	31 (学級数)

#### 各規模別の特性

##### 小規模校（小学校 11 学級以下、中学校 8 学級以下）

- 小学校は、11 学級以下ではクラス替えのできない学年が生じるため、人間関係などに問題が生じた場合、解決が困難になりがちである。
- 中学校は、効果的なクラス替えができる各学年 3 学級以上を確保できず、総合的な学習等における課題別学習、部活動等の選択幅が限られやすい。
- 児童生徒同士よく知り合うことができ、人間関係を密にすることができるが、行動範囲や対人関係が狭まり、多様な個性と触れ合える機会に恵まれにくい。そのため、人間関係を修復したり広げたりしていく力や社会性を育てる機会が限られてしまうおそれがある。
- 教職員が校内全員の児童生徒をより深く理解し、個に応じた指導を行いやすい。一方で、一人の教員が担当する校務分掌（児童生徒指導等）が多くなり、学級経営、教科研究などに費やす時間が制約を受ける。
- 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じるおそれがある。また、ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法を取ることが困難となる。
- 新学習指導要領で求められている「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業ができない場合、子どもの学習の機会や成長の機会に影響するおそれがある。

<ul style="list-style-type: none"> <li>○体育や音楽等の授業における集団学習や、運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の行事や集団活動の実施に制約が生じる。また、クラブ活動や部活動の種類が限定される。</li> <li>○特別教室、体育館、プール等の施設や設備の活用率が低くなりがちである。</li> <li>○PTA会員が減少するために、役員が固定化しやすく、また、学校行事などの面で、保護者の負担が大きくなる。</li> <li>○男女比の偏りが生じやすい。</li> </ul>	
<b>準小規模校（中学校9～11学級）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○効果的なクラス替えができる3学級以上を確保できる。</li> <li>○適正規模校より全体の生徒数が少ないため、総合的な学習等における課題別学習や部活動の選択の幅が狭くなる場合がある。</li> </ul>	
<b>適正規模校（12～24学級）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒同士の間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる。</li> <li>○学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる。</li> <li>○学級同士が機会をとらえて様々に関わりあう環境を作ることができる。</li> </ul>	
<b>小学校（1学年2～4学級）</b>	<b>中学校（1学年4～8学級）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○各学年2学級以上あることにより、どの学年でもクラス替えができる。</li> <li>○各学年2学級以上あることにより、総合的な学習等における課題別の活動や特別活動等の充実を図りやすい。</li> <li>○各学年4学級以下であることにより、児童一人ひとりの個性の伸長、個に応じた適切な教育を行いやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各学年4学級以上あることにより、総合的な学習等における課題別の活動や選択教科の範囲を広げやすい。</li> <li>○全校で12学級以上あることにより、原則として各教科複数の教科担当が配置でき、それぞれの教科で組織的な教科経営や生徒指導がしやすい。</li> <li>○各学年8学級以下であることにより、生徒一人ひとりを実際に把握し、適切な教育を行いやすい。</li> </ul>
<b>準適正規模校（25～30学級）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別教室等が充足している場合は、適正規模校と遜色ない教育活動を進めることができる。</li> <li>○教職員数が多いというメリットを活かし、校務分掌の平準化を通じた教職員の負担軽減や円滑な学校運営を行うことができる。それに伴い児童生徒指導及び学習指導の充実を図ることができる。</li> </ul>	
<b>過大規模校（31学級以上）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒一人ひとりの個性や行動を把握し、児童生徒指導を充実させるには規模が大き過ぎる。</li> <li>○1つの学校としての一体感を保ち、十分な共通理解を図る面で規模が大き過ぎる。</li> <li>○特別教室や体育館、プール等の施設を使用する授業の割り当てが難しくなる。</li> </ul>	

## 2 学校規模の適正化方策

### (1) 基本的な考え方

学校規模の適正化方策については、児童生徒の教育環境の改善のため、積極的に推進する必要がある。保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、通学区域の変更や弾力化等の手法を検討、実施することにより、小規模校、過大規模校の解消を推進する。

また、適正規模校及び準適正規模校でも、教室不足で仮設校舎が設置されている場合や、将来的に教室不足が生じるおそれがある場合は、学校施設の改修だけでなく、早期に通学区域の変更や弾力化等の手法を検討し実施することで、仮設校舎や教室不足の解消を図る。

また、小規模校や過大規模校の状態が解消されない場合やその進行が著しい場合等で、地域状況を考慮した具体的な学校規模の適正化等の検討が必要な場合は、「横浜市学校規模適正化等検討委員会条例」に基づき、保護者や地域住民の理解と協力を得られるよう部会を設置し、十分な調整を行う。

### (2) 小規模校対策について

小規模校の課題を解消し、教育環境を改善するとともに、効果的かつ効率的な学校経営を行うために、保護者や地域住民と十分に調整を図り、理解と協力を得ながら、通学区域の変更及び弾力化等を行い学校規模の適正化を推進する。

なお、通学区域の変更や弾力化等が実施できない場合や実施によっても小規模校の状態が解消しない場合については、学校統合について検討を進めることとする。

#### ◎学校統合の対象となる地域

##### ① 小規模校の学校が複数近接する地域

##### ② 小規模校と適正規模校、又は小規模校と準適正規模校が近接する地域

※学校統合後の学校規模が、恒常的に31学級以上の過大規模校とならない範囲とする。

##### ③ 小規模化の進行が著しく、教育環境の改善のため早急な対応が必要な地域

※将来小規模化が予測される学校も、小規模校と同様に対象とする。

#### ◎学校統合時の配慮事項

① 学校統合の対象校の児童生徒及び保護者や地域住民に対しては、対象であることの周知と課題の共有を早期に積極的に行う。

② 児童生徒の教育環境が低下することがないように統合校の施設に配慮する。

③ 学校統合前後の過程において、学校間の児童生徒等の交流を実施するための期間設定など、児童生徒の心理的負担の軽減に努める。また、交流期間においては、必要に応じて、PTA等の組織の再編に係る支援を行い、学校運営や支援活動の滞りが無いよう配慮する。

④ 小学校の学校統合については、小中一貫教育の観点から、中学校の通学区域や小中一貫教育推進ブロックに配慮する。

⑤ 学校統合により望ましい通学距離が保てない場合、通学支援策を検討し実施する。

◎学校統合時の学校施設の考え方
既存の学校施設を活用して統合することを基本とし、既存の学校施設の規模が不足する場合は、施設拡充により対応することも検討する。
◎学校施設の建替検討
学校規模の適正化方策として、学校統合を検討する場合には、検討対象校の学校施設の築年数等を踏まえ、学校施設の建替えも併せて検討する。老朽化対策と機能改善についても検討し、効率的な施設整備を進める。
◎部会の配慮事項
部会を設置して学校規模の適正化等に向けた検討を円滑に進めるためには、必要に応じ、学校運営協議会や横浜市学校規模適正化等検討委員会など、外部の知見を参考にする。
◎学校統合によって生み出される旧学校施設の利活用
学校統合によって生み出される土地、建物については、「横浜市資産活用基本方針」及び「用途廃止施設の活用・処分運用ガイドライン」に基づき、立地特性や地域のニーズ等を十分に把握しながら、本市として、利活用の検討を行う。

### (3) 過大規模校対策について

新たな都市計画や、交通網の整備、住宅開発等による児童生徒数の急増により、準適正規模校や適正規模校が過大規模校となることや、教室不足が見込まれ、学校の分離新設や増築等による対策が見込めない場合は、通学支援策を考慮した上で、早期に大幅な通学区域の変更等の検討が必要である。

また、通学区域調整による方策だけでなく、指定校以外の学校へ就学を認める取組を検討するなど、新たな学校規模の適正化方策について検討する必要がある。

分離新設を検討する条件としては、次のとおりとする。

◎分離新設を検討する条件
学級数が <u>31 学級以上の過大規模の状態が続き、通学区域の変更等によってもその解消を図ることが困難な場合</u> 。ただし、施設、教育内容、児童生徒指導などに支障がない場合はこの限りではない。
また、準適正規模校（25～30 学級）で、次のような条件に該当する場合も総合的に検討する。
① 児童生徒一人あたりの校舎面積、運動場面積が著しく狭い場合。
② 設置当初から保有教室数が少なく、かつ増築のスペース確保や内部改修等ができない場合。
③ 分離新設による通学区域の変更に併せ、隣接校の過大規模校化の解消が図られる場合。
<u>なお、分離新設を実施するための予定地の確保が困難な場合は、分離新設以外のその他の方策を柔軟に講じることを検討</u> する。



## VI その他の方策についての考え方

### 1 適正化方策の推進

---

基本方針に基づく通学区域制度や学校規模の適正化にあたっては、児童生徒やその保護者、さらには地域住民にとって重要なことであるため、児童生徒や保護者、地域住民の意見等も踏まえつつ、中期的な視点で実施していくものとする。

### 2 情報の提供

---

小・中学校の通学区域に関する情報は、児童生徒やその保護者にとって重要な情報である。また、学校は、地域社会との深いかかわりをもっており、通学区域は、まちづくりを考える際の地域社会の基盤を形成する単位として、また、地域防災の観点からも重要な要素となっている。

このため、これまでも教育委員会事務局のホームページなどを通じて情報提供に努めてきたが、今後も今まで以上に通学区域制度や学校規模に関する諸施策について、保護者をはじめ広く市民の皆様にも周知するなど、積極的な情報の提供を推進する。

また、市民サービス向上の視点から、通学区域、就学指定に関する相談体制を充実する方策を検討し、方面別学校教育事務所との連携や区役所との調整を検討する。

### 3 基本方針の見直し

---

この基本方針は、教育制度改革や市民ニーズの変化等社会情勢を踏まえて必要に応じて見直すものとする。

横浜教育ビジョン2030

自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人

知 生きてはたらく知 徳 豊かな心 体 健やかな体 公 公共心と社会参画 開 未来を開く志

2018（平成30）年12月 策定

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市教育委員会事務局 施設部 学校計画課

電話 045-671-3252 FAX 045-651-1417